



江津市 江の川



浜田市  
石見畳ヶ浦

2020年 ディスクロージャー誌

# 日本海信用金庫 の現況

Nihonkai shinkin  
Disclosure Report 2020



益田市  
三里ヶ浜海岸

## ごあいさつ

第97期（令和元年度）の事業概況をご報告するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

わが国の経済は、全体的には緩やかな回復傾向が続いておりましたが、2019年後半には米中貿易摩擦、英国のEU離脱問題等の不安定要素と、10月の消費税率引上げの影響等から景気悪化懸念が増幅、政府による各種景気対策で影響の最小化が図られてきました。

2020年初めには、新型コロナウイルス感染症が世界に拡大し、本格的な世界経済の落ち込みが大きな問題となってきました。

当地域においても、人口や事業所の減少という構造的な課題を抱えながら、更に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が追い討ちをかけ、再びの景気悪化懸念から今後の地域経済は一層冷え込みが心配されるところです。

当事業年度は、長期経営計画「変革への挑戦」の2年目として、①営業力強化に向けた態勢の再構築、②組織態勢・経営態勢の再構築、③必要な収益の確保の3つを目標に掲げ、前年度に続き10月には店舗統廃合を実施し、適正人員配置による生産性の向上、営業力強化に向けての体制整備に取り組んでまいりました。

その結果、第97期の業績につきましては、預金積金残高は前期比1億20百万円減少の1,005億69百万円となりましたが、地域の皆様に支えられて今期も1,000億円台を安定的に維持することができました。貸出金残高は、シンジケートローンや地方公共団体向けの大口融資の償還等により、前期比13億93百万円減少の489億65百万円となりました。

収益面では、貸出金利息や余資運用利息の減少等で、経常収益は前期比49百万円減少の15億14百万円となりました。一方、費用面では、一層の経費削減強化に取り組みましたが、不良債権処理費用等の計上により、経常費用は前期比41百万円増加の15億26百万円となりました。これにより経常損失は11百万円となり、また、10月に実施した店舗統廃合等により固定資産減損損失170百万円を計上した結果、当期純損失は1億93百万円となり、減収と大幅減益の決算となりました。

しかし、そうした中でも、金融機関の本来業務による収益力を表すコア業務純利益については、前期比11百万円増加の1億円となり、不良債権比率は前期比0.19ポイント減少の6.23%となりました。経営の健全性を示す自己資本比率は、前期比1.25ポイント減少の11.31%と若干低下したものの、国内基準の4%、国際基準の8%を大きく上回り厚い自己資本を堅持しております。

このように厳しい地域経済の実状の中、当信用金庫に課せられた使命は極めて重く、地域経済の維持、活性化のために、中小企業や個人事業先への課題解決型支援、金融支援が重要であり、まさにその真価が問われています。また、喫緊の最重要課題として「新型コロナウイルス感染症に対する事業者支援」を掲げており、直接的、間接的に影響を受けている事業先に対して、機動的かつ積極的に支援して参ります。

これからも一層の堅実経営に徹し、健全性と収益性のバランスを取りつつ、地域の現状を見据えて地元金融機関としての役割をより強く果たして参ります。地域の皆様に信頼されご期待にお応えするべく、役職員一丸となって努力いたします所存でございます。何卒、一層のお引き立てとご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年6月

理事長 小川 義弘



## 目次

ごあいさつ		リスク管理債権・金融再生法開示債権	14
基本方針・経営方針	1	総代会制度について	16
事業の組織	2	業務のご案内	18
業績の概要	3	自己資本の充実の状況等について	23
法令遵守（コンプライアンス）体制	4	資料編	29
統合的リスク管理体制	6	金庫の主要な事業内容（業務の種類）	40
地域社会への貢献・活性化を目指して	8	当金庫のあゆみ	41
石見子供神楽「どんちっち祭り」開催	10		
当金庫主催の催し物等	10		
後継経営者育成塾「せがれ塾」	11		
地域密着型金融の推進に関する事項	12		



## 日本海信用金庫の概要

(令和2年3月末現在)

- 本店 ● 島根県浜田市殿町83番地1
- 創立 ● 大正12年12月28日
- 店舗数 ● 10店舗
- 純資産額 ● 55億22百万円
- 会員数 ● 13,292名
- 常勤役員数 ● 124名 (男性:73名、女性:51名)

## 基本方針・経営方針

### 基本方針

日本海信用金庫は次の三つを柱として事業を推進する。

そのために役職員は協力して凡ゆる手段を尽くし業容の拡大と内容の充実に努める。

1. 地域の発展と会員・顧客へのサービス向上に努める。
2. 堅実経営に徹する。
3. 職員の資質と福祉の向上を図る。

### 経営方針

1. 地域からの信頼
2. 経営基盤の確立
3. いきいきとした職場づくり

### 営業地域一覧

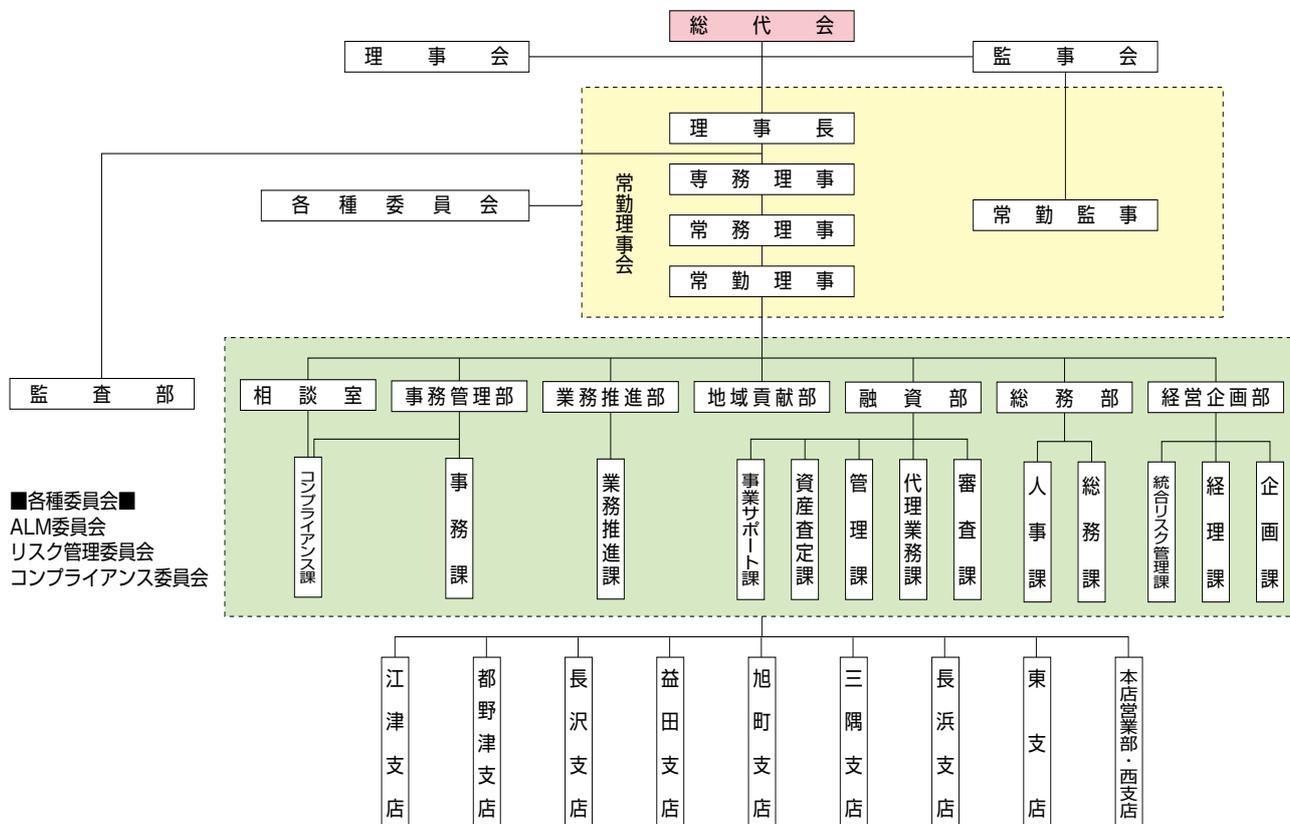
県名	島根県
----	-----



# 事業の組織

令和2年6月末現在

## 日本海信用金庫組織図



■各種委員会■  
ALM委員会  
リスク管理委員会  
コンプライアンス委員会

## 役員一覧

理事長 小川 義弘 常務理事 徳富 悠司 常勤理事 永田 真司 常勤理事 清水 敏文  
 理事 小河 英樹 理事 七田 厚 理事 江木 修二  
 常勤監事 奥田 重倫 監事 近重 哲夫 監事 小澤 孝子

※理事 小河英樹、七田厚、江木修二は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。  
 ※監事 小澤孝子は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

## 店舗一覧

●本店営業部・西支店 〒697-0027 浜田市殿町83番地1 TEL0855-22-1850  
 ●東支店 〒697-0033 浜田市朝日町1550番地 TEL0855-22-0357  
 ●長浜支店 〒697-0063 浜田市長浜町1528番地2 TEL0855-27-0305  
 ●三隅支店 〒699-3211 浜田市三隅町三隅1373番地 TEL0855-32-2500  
 ●旭町支店 〒697-0425 浜田市旭町今市365番地3 TEL0855-45-1313  
 ●益田支店 〒698-0026 益田市あけぼの本町10番地3 TEL0856-23-3456  
 ●長沢支店 〒697-0023 浜田市長沢町3036番地 TEL0855-22-4180  
 ●都野津支店 〒695-0021 江津市都野津町2280番地 TEL0855-53-0306  
 ●江津支店 〒695-0016 江津市嘉久志町2305番地9 TEL0855-52-2620

## 店外ATMコーナー

●ゆめタウン浜田店出張所  
 ●新町出張所  
 ●京町出張所  
 ●笠柄出張所  
 ●シティバルク浜田出張所  
 ●駅前出張所  
 ●周布出張所  
 ●国府出張所  
 ●ジュンテンドー江津出張所  
 ●ゆめタウン江津出張所  
 ●浅利出張所 ●は土、日、祝日ATM稼働店

## 業績の概要

### 1. 事業方針

令和元年度は、新長期経営計画（3か年）「変革への挑戦」～お客さまの幸せと地域の発展を目指して～の2年目となりました。お客さまのニーズにあったサービスの提供と生産性の向上を図るべく、お客さまの課題に向き合い、フットワークを活かしてきめ細やかな対応とスピードで、多くのお客さまにお取り引きいただけるよう取り組みました。

当金庫におきましては、こうした活動を基に、持続性の高い利益の確保と預貸金シェアの維持、確保に努めました。また、店舗の再編と人員配置のバランスを図り、営業力の強化に資する取り組みを実施して参りました。

### 2. 金融経済環境

令和元年度の我が国経済は、海外経済の減速等を背景に外需の弱さが見られたものの、雇用や所得環境の改善等により内需を中心に緩やかに回復しておりました。令和元年10月に実施された消費税率の引き上げに際しましても、政府による軽減税率制度や臨時・特別な措置等の各種対応策で影響の最小化が図られておりました。

そうしたことで、今後についても緩やかな回復が続くものと期待されていた中、新型コロナウイルスの発生により、当初は世界各国の需要がいくらか落ち込むものと予想されていましたが、パンデミックに発展したことにより感染拡大が長期化し、本格的な世界経済の落ち込みが始まりました。

この地域においても、厳しい経済環境が続いている中で、更なる懸念事態であり、今後地域経済の一層の冷え込みに大きな不安を抱えることとなりました。

### 3. 業績

第97期の業績につきましては、業容面では、預金積金残高は前期比1億20百万円減少の1,005億69百万円となりましたが、地域の皆様を支えられて今期も1,000億円台を維持することができました。貸出金残高は、長引く地域経済の低迷等により前期比13億93百万円減少の489億65百万円となりました。

収益面では、貸出金利息や預け金利息の減少等で、経常収益は前期比49百万円減少の15億14百万円となりました。一方、費用面では、一層の経費削減の取り組みを強化しましたが、不良債権処理費用等の計上により、経常費用は前期比41百万円増加の15億26百万円となりました。

これにより経常損失は11百万円となり、また、10月に実施した店舗統廃合等による減損損失170百万円を計上した結果、当期純損失は1億93百万円となり、減収と大幅減益の決算となりました。しかしながら、金融機関の本来業務による収益力をあらかずコア業務純益は、前期比11百万円増加の1億円となりました。

### 4. 事業の展望及び当金庫が対処すべき課題

当金庫を取り巻く環境は、地域が抱える構造的課題に加え、脱却の見通しがたない超低金利構造も相まって、従来の利鞘を当てとした収益構造では事業を維持していくにはますます厳しい状況が続いております。

本事業年度では、前年度に続き店舗統廃合を実施、人材を中心とする金庫財産の適正配置、訪問活動によりお客さまとの距離を身近なものとする等、営業力強化に向けた態勢整備に努めました。そうしたなか、第4四半期に入り新型コロナウイルスの感染拡大が猛威を振るい、全世界的な経済循環の停滞が国内の地方においても大きな影響を及ぼしております。

新年度では、金融を通じてこの「地域」と「顧客」を豊かにすることを【存在意義（ミッション）】、地域、顧客の課題・ニーズに対して金融面から価値ある提案を行うことで課題解決を図ることを【提供価値（バリュー）】、地域からの「信頼」を得て強固な経営基盤を確立することを【目指す姿（ビジョン）】として取り組みますが、まずは新型コロナウイルス感染拡大により、直接的、間接的に影響を受けた地域の皆さまに対して、機動的かつ積極的に支援して参ります。

### ●最近5年間の主要な経営指標の推移

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経 常 収 益 (千円)	1,845,212	1,749,884	1,641,212	1,563,696	1,514,596
経 常 利 益 (△は経常損失) (千円)	148,255	169,054	152,446	79,004	△ 11,675
当 期 純 利 益 (△は当期純損失) (千円)	71,591	154,349	139,795	59,200	△ 193,801
出 資 総 額 (百万円)	593	593	591	590	587
出 資 総 口 数 (千口)	11,875	11,863	11,835	11,809	11,759
純 資 産 額 (百万円)	5,837	5,351	5,215	5,678	5,522
総 資 産 額 (百万円)	107,030	106,129	107,564	110,765	110,408
預 金 積 金 残 高 (百万円)	98,281	98,204	99,898	100,690	100,569
貸 出 金 残 高 (百万円)	49,528	49,127	49,980	50,358	48,965
有 価 証 券 残 高 (百万円)	30,783	29,934	30,199	32,796	32,107
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	13.35	13.58	13.38	12.56	11.31
出資に対する配当金(一口50円あたり) (円)	1.5	1.5	1.0	1.0	1.0
役 員 数 (人)	12	12	12	11	10
うち常勤役員数 (人)	7	7	7	6	5
職 員 数 (人)	128	130	125	122	119
会 員 数 (人)	13,431	13,578	13,568	13,428	13,292

## 法令遵守（コンプライアンス）体制

### 法令遵守（コンプライアンス）について

信用金庫は、信用金庫法に基づき地域に根ざした金融機関業務を行っており、一般企業にも増して公共性が高く、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。日本海信用金庫がこれからも地域の皆様から信頼され支持されていくためには、理事長自ら先頭に立って、役職員一人ひとりが高い倫理観を持って行動するよう率先していかねばならないと考えております。コンプライアンスの徹底は、金融不祥事を未然に防止するだけでなく、当金庫の地域における信頼性と存在感を高めていくうえからも重要であると考えており、役職員一人ひとりの意識の徹底を図ってまいります。

本部各部および営業店の「コンプライアンス・オフィサー」を中心にコンプライアンス課との連携、調整を図りながら、地域社会の期待に応え、信頼され親しまれる信用金庫として貢献できるよう努力いたします。

平成18年4月からの公益通報者保護法の施行に伴い、不正行為等の早期発見と是正を目的に、内部通報制度に関する規程を定め、庫内窓口および外部窓口を設置し、コンプライアンス体制を強化いたしました。

### 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

### 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正を図ります。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

### 利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
    - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
    - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
    - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2) ①から③のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またはこれらを組み合わせるにより管理します。
  - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
  - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
  - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
  - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

## 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜的供与は行いません。
4. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## 日本海信用金庫行動綱領

### 1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

### 2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

### 3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

### 4. 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

### 5. 人権の尊重

すべての人々の人権を尊重する。

### 6. 従業員の働き方、職場環境の充実

従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

### 7. 環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

### 8. 社会参画と発展への貢献

信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

### 9. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

## 金融ADR制度への対応

### 【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に迅速・公平かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は2ページ参照）または相談室（電話：0855-22-1851）にお申し出ください。

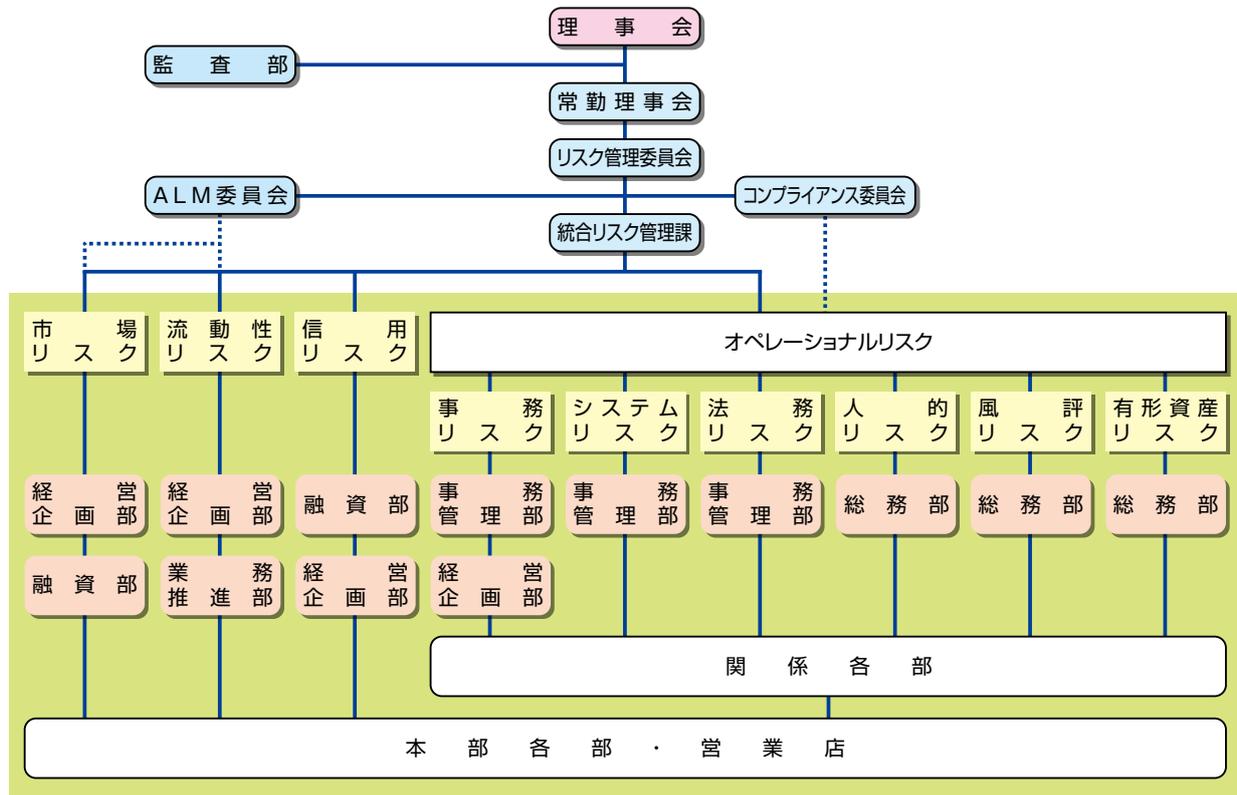
### 【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室」にお尋ねください。

## 統合的リスク管理体制

金融の自由化・国際化の進展や規制緩和による金融技術の発展等、環境の変化によって、金融機関の業務は一段と複雑、多様化しており、経営においても様々なリスクが発生します。こうしたなか、当金庫では各種リスクを適切に管理することが重要であるとの認識に基づき、様々なリスクに対応できる管理態勢の構築を図り、経営の健全性の維持向上に努めております。

### リスク管理に関する体系図



### 対象とするリスク

#### ●市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券の価格等様々なリスク・ファクターの変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

当金庫は、これらの各リスクに対応するため、ALM委員会を設置し、経済・金利見通し等検討のうえ、運用・調達リスク管理に取り組み、より健全な資産・負債のバランス、収益体質の向上、管理体制の充実に努めております。市場リスクの計測として分散共分散等の計測手法を活用し、リスク量を算出しております。

#### ●流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出や、通常より著しく高い金利での資金調達が余儀なくされたり、市場の混乱等により、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることなどにより損失を被るリスクのことです。

当金庫は、資金の流動性を確保しつつ、信金中央金庫への預け金等を中心とした支払準備資産の管理に努め、常に必要な支払資金を確保しています。

#### ●信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消滅し、損失を被るリスクのことです。

当金庫は、資産の健全性を維持、向上させるため、個々の案件に対し与信先の信用判定を総合的に考慮した審査体制を確立しています。また、審査能力のアップを図るため、各種の研修を実施し、本部、営業店一体のリスク管理に努めております。すべての債権は、資産の自己査定に基づき、資産査定部署が厳正な資産査定を実施しており、その結果により適正な償却および引当を行っております。信用リスクの計測として、モンテカルロ・シミュレーション等の計測手法を活用し、リスク量を算出しております。

## ●オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることや外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「人的リスク」「風評リスク」「有形資産リスク」に分類し、複雑化、多様化するリスクに対する管理態勢の構築に努めております。オペレーショナルリスクの計測として、自己資本比率算出上の基礎的手法を活用し、リスク量を算出してしております。

<p><b>・事務リスク</b></p> <p>事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことです。</p> <p>当金庫は、正確・迅速な事務処理が金融機関への「信頼」の第一歩と位置づけ、事務手続の見直しや内部規程の整備、職員に対する内部研修等を通じて、事務リスクの管理・強化を行っております。また、内部牽制組織として、事務管理部門や監査部門を設置し、営業店等に向向の事務指導や厳格な内部監査の実施に加え、毎月「自部店検査」を行っております。</p>
<p><b>・システムリスク</b></p> <p>システムリスクとは、コンピューター等の障害または誤作動、システムの不備、不正使用等により損失を被るリスクのことです。</p> <p>当金庫は、万一システムが停止した場合など、緊急の場合でも必要な業務が継続できるよう「危機管理マニュアル」・「システム障害時の対策マニュアル」を策定し対応を図っており、コンピューター犯罪についても要領などの作成によってチェック体制を強化し、事故防止を図るとともに、コンピューターの使用を管理し、不正使用の防止を図っております。</p>
<p><b>・法務リスク</b></p> <p>法務リスクとは、金庫経営、金庫取引等に係る法令・規程・要領等に違反する行為ならびにその恐れがある行為が発生することで当金庫の信用の失墜を招き、損失を被るリスクのことです。</p> <p>当金庫は、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、本部各部および各営業店には「コンプライアンス・オフィサー」を配置し、法令等遵守態勢の強化を図り、「コンプライアンス・プログラム」に基づき職員のコンプライアンス意識の向上に努めております。</p>
<p><b>・人的リスク</b></p> <p>人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）および差別的行為（セクシャルハラスメント等）から生じる損失・損害を被るリスクのことです。</p> <p>当金庫は、「就業規則」、「コンプライアンス・マニュアル」等の厳格な運用により対応を図っております。</p>
<p><b>・風評リスク</b></p> <p>風評リスクとは、当金庫が評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・被害を被るリスクのことです。</p> <p>当金庫は、風評リスクの適正な管理を行うため「風評リスク管理規程」等を定め、経営の維持・安定を図るよう努めております。</p>
<p><b>・有形資産リスク</b></p> <p>有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害を被るリスクのことです。</p> <p>当金庫は、火災保険等損害保険の加入により、これらに備えております。</p>

当金庫は、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクおよび流動性リスクの状況については、「リスク管理委員会」や「ALM委員会」で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会、理事会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

また、リスク管理の一層の高度化を図るために、今後も積極的に取り組んでまいります。

## 内部統制基本方針

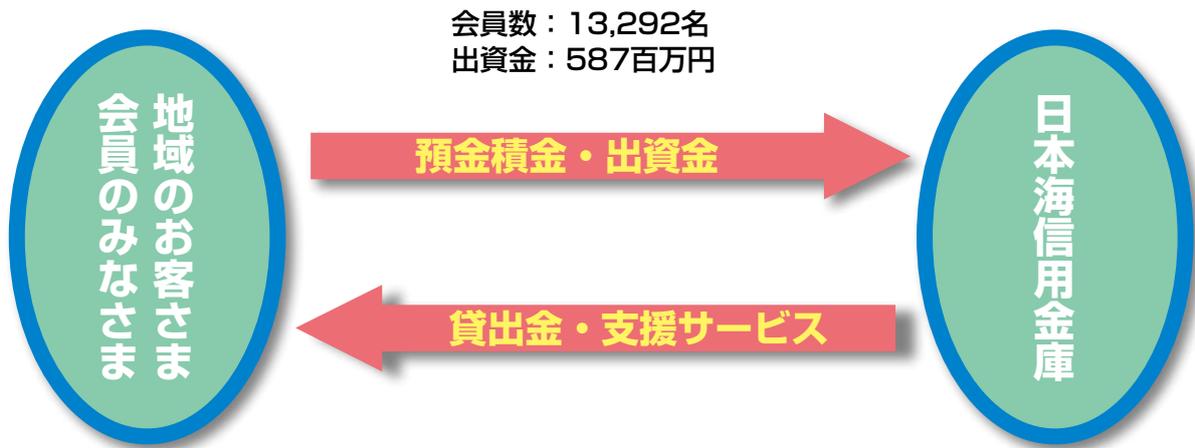
当金庫は信用金庫法に基づき、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 理事及び職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項、ならびにその職員の理事からの独立性およびその職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
6. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
7. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

## 地域社会への貢献・活性化をめざして

### 当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客さまからお預りした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客さまにご融資を行って、事業や生活の繁栄をお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



#### ●預金積金に関する事項（地域からの資金調達の状況）

当金庫では、地域のお客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力してまいります。

当金庫が扱っている商品については18ページをご覧ください。

**預金積金残高 100,569百万円**

#### ●貸出金（運用）に関する事項（地域への資金供給の状況）

お客さまからお預け入れいただいた預金積金につきましては、お客さまの様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客さまや地域社会に還元しております。企業の設備資金に94億円、運転資金に174億円、地方公共団体に96億円をご融資しております。また、個人のお客さまには、住宅関連資金に82億円、消費資金に41億円をご融資しております。

当金庫が扱っている商品については19ページをご覧ください。

**貸出金残高 48,965百万円**

**預金積金に占める貸出金の割合 48.68%**

#### ●貸出以外の運用に関する事項

お客さまからお預かりした資金をご融資のほか、信金中央金庫預け金や有価証券で運用しております。

有価証券運用については、高格付の債券等を中心に、安全性と収益性のバランスおよびリスクに配慮して行っております。

**預け金残高 25,143百万円**

**買入金銭債権残高**

**500百万円**

**有価証券残高 32,107百万円**

**預金積金に占める有価証券の割合 31.92%**

地域行事参加

●浜っ子まつり参加



●BB大鍋フェスティバル参加



●100Kmウォーク参加



●江の川祭り参加



●国府海岸クリーン作戦参加



## 石見子供神楽『どんちっち祭り』開催

当金庫の営業地域である「なつかしの国石見」には、日本国内はもとより海外においても絶大な人気と評価を受けている、ふるさとの文化遺産「石見神楽」があります。令和元年5月には、石見神楽の里である、浜田市、江津市、益田市など石見9市町(大田市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町)を舞台とするストーリー「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」が「日本遺産」に認定されました。

しかし、近年の少子高齢化と若者の県外流出により、先人たちが守り育ててこられた世界に誇るふるさとの宝「石見神楽」の保持、伝承、振興が危惧されており、後継者育成が重要な課題となっています。

当金庫はこの「石見神楽」を受け継ぎ一緒に守っていく子供たちの晴れの舞台として、また、体験の場、交流の場となることを願い、平成20年度から毎年「石見子供神楽どんちっち祭り」を開催しております。12回目となる「どんちっち祭り」は令和2年1月19日に開催しました。今後も引き続き開催してまいります。

※日本遺産とは…地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものです。



## 当金庫主催の催し物等

### ●グラウンドゴルフ大会 (浜田)



### ●グラウンドゴルフ大会 (江津)



### ●ソフトボール大会



### ●囲碁大会



### ●年金友の会旅行



## 後継経営者育成塾「せがれ塾」

### 事業開始までの経緯

日本海信用金庫は、後継経営者にきちんとバトン渡しをするための環境を造ることが、地域再生、ひいては地域活性化に繋がると考え、「せがれ塾」の組成を決定しました。

経営者には企業を永續させ、次世代へと事業資産を引き継ぐことが求められており、そのために必要な正しい経営の知識・見識を身につける場所と機会を提供し、また、当金庫と後継経営者の関係構築、金庫職員の経営相談能力の向上を図っていくとするものです。

これらの活動は日本海信用金庫の“責務”であるとの熱い思いから、平成16年11月18日に後継経営者育成塾「せがれ塾」を発足しました。

### 事業の特色

塾生として、当金庫営業地区内の核となる企業の志の高い後継経営者の方に参加いただいています。外部講師（地元県立大学の講師等）による講演会開催、専任講師によるセミナーの開催を行っています。

本講座では後継経営者だけでなく、当金庫の担当職員も勉強会へ参加し、真の意味で取引先のパートナーとなるべく、後継経営者と共に学び、語り合い共に成長をし、地域経済の発展に貢献したいと考えています。塾生OBとも繋がりを継続していくために、せがれ塾「発会式」や「卒業式」または各講演会等にも参加を呼びかけ、塾生との交流を図り、「絆」をさらに深めています。

第1期生から第8期生の卒業生数は、延べ123名（うち当金庫職員29名）です。塾生の業種は多岐にわたり、異業種交流による新たなビジネス展開も生まれています。

### 今後の展望

今後も引続き実践的なセミナーを開催し、後継経営者のための勉強の場・出会いの場を提供していきたいと考えています。また、せがれ塾を卒業された後も他塾生との交流を深めていただけるよう交流行事を企画するとともに、“せがれ”の“せがれ”もまた「せがれ塾」に入塾していただけるよう、企画・運営してまいります。



### 令和元年度の活動内容

- 令和元年5月 第9期生 発会式
- 令和元年6月 第9期生 第1回セミナー  
テーマ「第二創業に向けた中期経営計画策定①」～中期経営計画の全体像と経営理念  
講師：島根県立大学 教授 久保田 典男 氏
- 令和元年8月 第9期生 第2回セミナー  
テーマ「第二創業に向けた中期経営計画策定②」～環境分析と自社の方向性の設定  
講師：島根県立大学 教授 久保田 典男 氏
- 令和元年10月 第9期生 第3回セミナー  
テーマ「第二創業に向けた中期経営計画策定③」～マーケティング計画とマネジメント計画  
講師：島根県立大学 教授 久保田 典男 氏
- 令和元年12月 第9期生 第4回セミナー  
テーマ「第二創業に向けた中期経営計画策定④」～財務計画と財務管理  
講師：島根県立大学 教授 久保田 典男 氏
- 令和2年2月 第9期生 第5回セミナー  
テーマ「社員のモチベーション向上」  
講師：花田屋 代表 山藤 昭彦 氏
- 令和2年3月 第9期生 第6回セミナー  
テーマ「5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)について」および「業務改善(PDCA)の取組方法について」  
講師：花田屋 代表 山藤 昭彦 氏

## 地域密着型金融の推進に関する事項

地域密着型金融の推進に関する当金庫の基本的な考え方は、「自分たちが生まれ育った地域に対し、その責任金融機関として、地域に対する永続的な使命を果たすこと」です。

地域密着型金融の推進に関する当金庫の取り組み方針

- ① 「日本海信用金庫ブランド」確立のため、顧客満足度の向上、社会的責任への対応、法令遵守の徹底を図り、お取引先企業に対するコンサルティング機能の発揮に努めます。
- ② 「絆の経営」実践のために、地域再生と活性化への積極的な支援、地域課題解決への協力、地域産業再生への支援、地域の面的再生へ積極的に参画することに努めます。
- ③ 地域経済発展に寄与するため、地域やお客様に対して積極的かつ継続的に情報発信することに努めます。
- ④ リスク（危険）管理態勢の強化とガバナンス（企業統治）の向上に努めます。

### ① 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

- 起業・成長・事業承継等のビジネス段階毎の経営課題・相談ニーズに応じて、きめ細かく対応できる経営支援体制の再構築が必要となっています。日本海信用金庫は「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」における支援機関であり、専門家派遣にも取り組んでおります。
- 地域全体における中小企業のお客様に対する支援機能の質を更に高め、支援の輪が一層広がる支援ネットワークを構築していくため、平成24年11月、中小企業経営力強化支援法における認定経営革新等支援機関となりました。支援機関として更に経営改善計画の策定支援に努めてまいります。
- 当金庫では担保・保証に過度に依存せず、お取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適性に評価する「事業性評価」の推進を重点課題と位置付けています。そのためには、当金庫職員の目利き能力や深度あるコミュニケーション能力の向上が必要であり、令和2年2月に信金中央金庫の中小企業支援部の講師による事業性評価研修を行い、中堅職員を中心に20名が受講し、業種特性等の事業性評価能力を高めました。また、令和2年3月に「第2回事業性評価コンテスト」を開催しました。目的は事業性評価に対する取り組み強化のための当金庫職員のレベルアップと好事例の共有化であり、各店舗の事業性評価の取り組みをコンテスト形式で発表を行い、順位を競いました。



事業性評価研修

### ② 中小企業の経営支援に関する取り組み状況

#### ① 創業・第二創業への取り組み

地域の活性化を図るため、創業のご相談から創業計画策定のサポート、ご融資に至るまで、一貫した創業支援を積極的に行っています。島根県信用保証協会と連携し、「創業者支援資金（保証協会付）」等の取り扱いにも取り組んでおります。日本政策金融公庫との創業、第二創業、事業承継、M&A等の各分野に係る業務連携により、創業期にあるお客さまに対して、両機関の特性を活かしつつ、相互にノウハウ等を補完、共有することによって、よりクオリティの高い金融サポートを提供してまいります。この他、江津市、江津商工会議所、桜江町商工会、NPO法人てごねっと石見と当金庫で創業支援ネットワークを構築しており、江津市ビジネスプランコンテスト(次ページ掲載)に限らず、創業の実現やスキルアップのために、各機関の強みを生かした活動を行っております。

#### ■ 令和元年度 創業・第二創業資金取り扱い実績

創業関連資金（保証協会付）	16件	83百万円
「創業者支援資金」	8件	62百万円
「縁Ⅱ」	1件	11百万円
プロパー	5件	23百万円
「みらい」・「みらいⅡ」	1件	1百万円

#### ■ 令和元年度実績

創業計画策定支援	13先
----------	-----

#### ② 成長段階への取り組み

- 資金提供の多様化への取り組みとして、地域性、事業性、エージェントの信頼性、リスク等を勘案したシンジケートローンは、令和2年3月末現在で8件・残高1,652百万円を取り扱っています。
- 不動産や人的保証に依存しない融資手法として、売掛金・棚卸資産を担保とした、保証協会付「流動資産担保保証制度（ABL）」の取扱いは令和2年3月末現在4件・極度額32百万円となっています。
- 様々なお客さまのニーズに対応し、動産・債権を担保としたプロパー融資は令和2年3月末現在で16件・残高420百万円となっています。

#### ③ 経営改善・事業再生・事業承継・人材確保への取り組み

##### ・ 外部機関、外部専門家との連携

事業再生支援に向けて整理回収機構（RCC）、中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構（REVIC）、DDSの活用を外部機関との連携により、取り組んでまいりました。経営改善計画の策定状況は右の通りです。

また、お取引先の経営課題やニーズが多様化しており、より専門的なノウハウの提供が必要とされています。そのため、外部専門家と連携し、お取引先の経営課題の解決やニーズに応えています。

#### ■ 令和元年度実績

経営改善計画策定	10先
外部専門家の導入	15先

・事業承継・M&Aへの取り組み

近年、事業承継を経営課題とするお取引先が増加しており、お取引先と一緒に事業承継問題に取り組んでいくため、中小企業基盤整備機構の事業承継コーディネーターと連携し、事業承継無料個別相談会を開催し、令和元年7月の3日間で10社、令和2年1月の2日間で8社のお取引先にご来庫いただきました。

・人材確保への取り組み

人材確保は重要な経営課題となっており、人材不足解消に向けた支援を強化すべく、人材情報説明会を開催いたしました。浜田市、江津市、益田市において公益財団法人産業雇用安定センター、公益財団法人ふるさと島根定住財団、株式会社ヒューマンサポートジャパン、公益財団法人しまね産業振興財団、浜田市地域政策部産業企画課と連携し、令和元年6月、7月の3日間で実施いたしました。

③経営者保証に関するガイドラインへの取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務内容等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど適切な対応に努めています。

	2019年度
新規に無保証で融資した件数	247件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	43.0%
保証契約を解除した件数	23件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限定)	0件

③地域の活性化に関する取り組み状況

江津市ビジネスプランコンテスト「Go - Con2019」の運営

雇用の創出と人材発掘、定住施策を図るため、NPO法人でござねっと石見を運営主体として、江津市、江津商工会議所、桜江町商工会と連携しております。第10回江津市ビジネスプランコンテスト「Go - Con2019」の最終審査会が令和元年12月15日に行われ、当日は運営に関わり、当金庫江津支店の中川支店長が審査委員長を務めました。



経営改善支援等の取り組み実績

【平成31年4月～令和2年3月】

(単位：先数)

	経営改善支援取り組み先数				ランクアップ率 $\beta / \alpha$	再生計画策定率 $\delta / \alpha$
	$\alpha$	$\alpha$ のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 $\beta$	$\alpha$ のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 $\gamma$	$\alpha$ のうち再生計画を策定している全ての先数 $\delta$		
正常先 ①	0		0	0		0.0%
要注意先 うちその他 要注意先 ②	6	2	4	4	33.3%	66.7%
うち 要管理先 ③	0	0	0	0	0.0%	0.0%
破綻懸念先 ④	9	0	6	8	0.0%	88.9%
実質破綻先 ⑤	2	0	2	2	0.0%	100.0%
破綻先 ⑥	0	0	0	0	0.0%	0.0%
小計 (②～⑥の計)	17	2	12	14	11.8%	82.4%
合計	17	2	12	14	11.8%	82.4%

(注) ・債務者区分は平成31年4月初時点ですべて整理しております。  
 ・経営改善支援取り組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含めていません。  
 ・ $\beta$ には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。  
 ・なお、経営改善支援取り組み先で途中で完済した債務者は $\alpha$ に含めるものの $\beta$ に含めていません。  
 ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は $\beta$ に含めております。  
 ・期初に存在した債務者で途中で新たに「経営改善支援取り組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しております。  
 ・ $\gamma$ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しております。  
 ・「 $\alpha$ のうち再生計画を策定している全ての先数 $\delta$ 」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業再生支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含みます。

## リスク管理債権・金融再生法開示債権

リスク管理債権とは、「破綻先債権」および「延滞債権」に加え、今後注意を要する「3ヵ月以上延滞債権」、債務者の経営再建等を図る目的として支援させていただいた「貸出条件緩和債権」であります。

自己査定上の「破綻先」に対する貸出金は「破綻先債権」、「実質破綻先」および「破綻懸念先」に対する貸出金は「延滞債権」として開示を行うこととなっております。

また、金融再生法開示債権の保全状況も開示いたしております。  
これにより透明度の高いディスクロージャーとなっております。

### ●リスク管理債権の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分		残 高	担保・保証額	貸倒引当金	保全率
破綻先債権	平成30年度	34	11	22	100.00%
	令和元年度	49	8	40	100.00%
延滞債権	平成30年度	3,234	2,136	883	93.35%
	令和元年度	3,041	1,948	1,008	97.25%
3ヵ月以上延滞債権	平成30年度	—	—	—	—
	令和元年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成30年度	—	—	—	—
	令和元年度	—	—	—	—
合計	平成30年度	3,269	2,147	906	93.42%
	令和元年度	3,090	1,957	1,049	97.29%

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

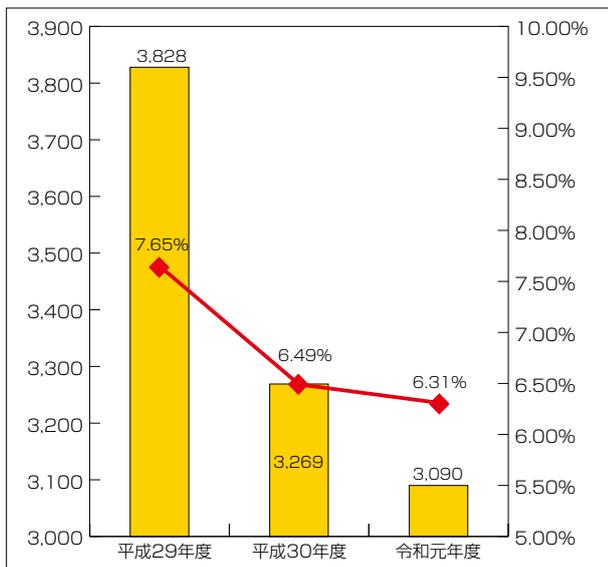
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

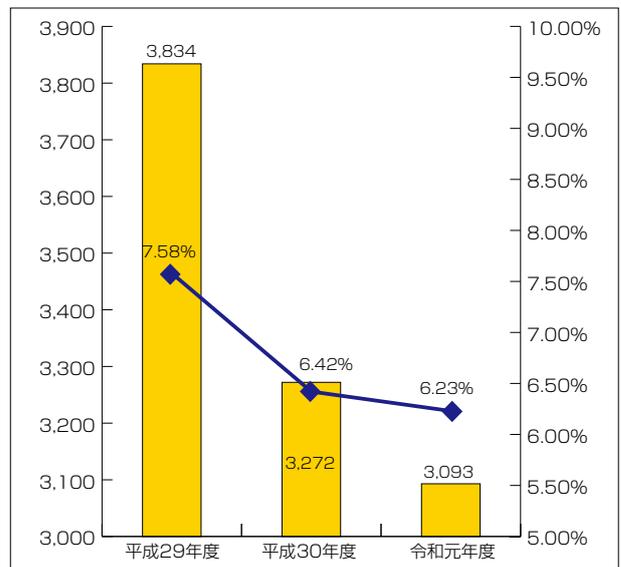
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっております。

8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

### ●リスク管理債権額の推移



### ●金融再生法開示債権額の推移



棒グラフ……………リスク管理債権額及び金融再生法開示債権額 (単位：百万円)  
折れ線グラフ……………リスク管理債権比率及び金融再生法開示債権比率 (単位：%)

●金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

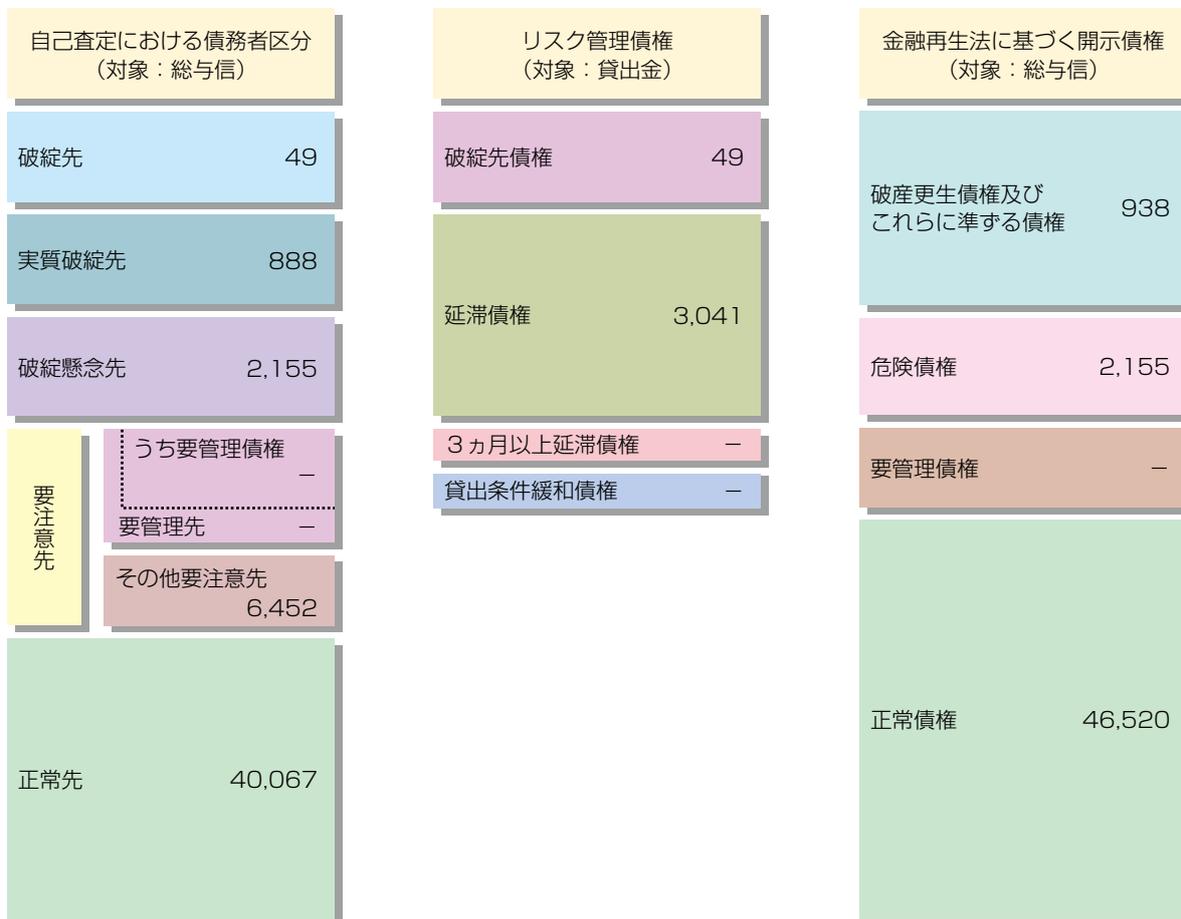
(単位：百万円)

区 分	開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)		貸倒引当金(d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	平成30年度	3,272	3,056	2,147	908	93.42%	80.84%
	令和元年度	3,093	3,009	1,957	1,052	97.28%	92.60%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成30年度	751	751	395	356	100.00%	100.00%
	令和元年度	938	938	431	506	100.00%	100.00%
危険債権	平成30年度	2,520	2,305	1,752	552	91.45%	71.95%
	令和元年度	2,155	2,071	1,525	545	96.10%	86.65%
要管理債権	平成30年度	-	-	-	-	-	-
	令和元年度	-	-	-	-	-	-
正 常 債 権	平成30年度	47,630					
	令和元年度	46,520					
合 計	平成30年度	50,902					
	令和元年度	49,613					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。  
 3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。  
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。  
 5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

●「自己査定における債務者区分」と「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」との関係

(単位：百万円)



## 総代会制度について

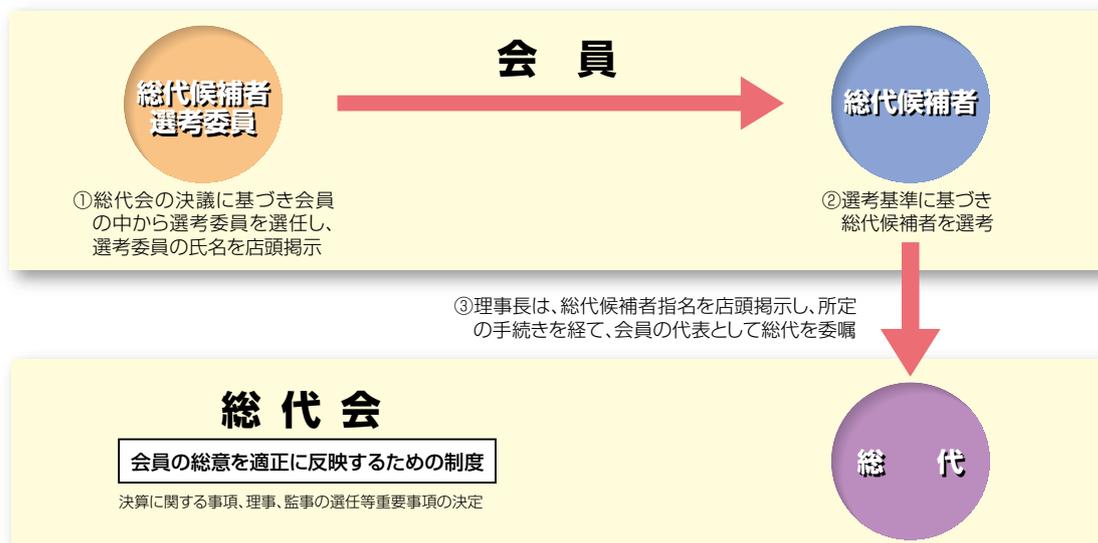
信用金庫は会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代候補者選考委員会を設け、会員の中から適切な手続により選任された総代により構成運営されます。

さらに、当金庫では総代会に限定することなく、利用者満足度調査を実施するなど、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

### 総代会のしくみ

＜総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。＞



### 総代とその選任方法

#### (1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
  - ・総代の定年は75歳です。
  - ・総代の定数は120人以内で会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- なお、令和2年6月30日現在の総代数は89人で令和2年3月末日の会員数は13,292人です。

#### (2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準（注）に基づき次の手続を経て選任されます。

- ①総代会の決議に基づき、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する。（会員は異議の申し立てができる）

（注） 総代候補者選考基準

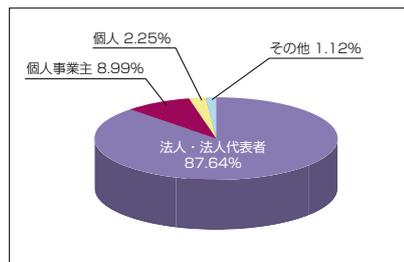
- ①資格要件
  - ・当金庫の会員であること
- ②適格要件
  - ・総代としてふさわしい見識を有している者
  - ・良識をもって正しい判断ができる者
  - ・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
  - ・その他総代選考委員が適格と認めた者

第1区 浜田市地区（第2区及び第3区は除く）46名				第2区 浜田市のうち三隅町・弥栄地区 6名			
堤 光博 ⑨	吉田 勝久 ⑧	本川 満 ⑧	浜崎 史朗 ④	久保 智完 ④	河野千加子 ②		
三浦 邦夫 ⑧	倉本 給都 ⑧	桑本 達夫 ⑧	吉原 文司 ①	加納 誠 ①	大谷 竜三 ①		
前本 征生 ⑦	石田 雅昭 ⑦	浦田 明彦 ⑦	第3区 浜田市のうち旭町・金城町・邑南郡邑南町のうち一部地区 6名				
山本 英孝 ⑥	株式会社電設サービス ⑥	森本 一正 ⑥	中田 哲徳 ⑧	岡村 宏 ⑧	岡本 義徳 ⑧		
松本 直樹 ④	中山 善之 ④	有田 誠治 ④	大賀 強 ⑥	大山 恒夫 ③	藤森 廣明 ①		
久保田英治 ④	伊藤 俊平 ④	俵 芳徳 ④	第4区 江津市、大田市のうち仁摩町、温泉津町地区 25名				
堀脇 正 ④	橋本鐵工株式会社 ④	大原 正男 ④	鹿取 義一 ⑨	茅島 昇 ⑨	後山 宏昌 ⑧		
前田 保徳 ④	石原 久信 ④	植 忠文 ④	南山 泰志 ⑧	田才 光治 ⑧	吉村 一孝 ⑧		
伊藤 剛 ④	表田 映二 ④	名田 景造 ④	黒川 一夫 ⑧	永井 好輔 ⑧	浅野 知宏 ⑦		
大迫千恵美 ③	江川 和子 ③	石田 洋 ③	青木 史郎 ⑦	田中 壽 ⑦	森口 裕行 ⑥		
瀧崎 修司 ③	岡 操 ③	教重 智文 ②	平下 智隆 ④	堀江 成 ④	高岩 綾子 ④		
中村 満江 ②	三浦 英俊 ②	本多 恭嗣 ②	内田 民生 ④	永島 孝 ④	増田 仁 ③		
大谷 幸治 ②	戸倉 隆夫 ②	大崎 宏 ②	渡辺 賢治 ②	伊藤 誠二 ②	南原 繁 ②		
伊原 憲吾 ①	河野 博 ①	岩元 正一 ①	大源 淳也 ②	井上 智道 ①	河野 浩臣 ①		
西尾 雅恵 ①	栗原 満 ①	山本 秀幸 ①	梨田 尚彦 ①				
大島 寛 ①			第5区 益田地区 6名				
			株式会社キヌヤ ⑨	田原 良隆 ⑧	岡崎三喜男 ④		
			坂本 靖夫 ④	末成 弘明 ③	高橋 宏聡 ①		

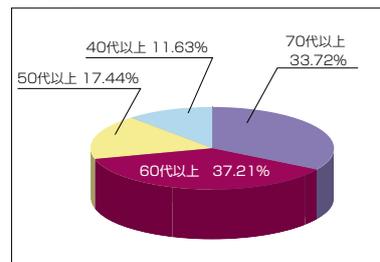
令和2年6月末現在  
※総代氏名の後の数字は総代への就任回数です。

<総代の属性別構成比>

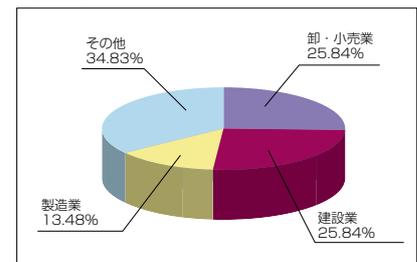
職業別



年代別



業種別



※職種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限定しております。

第69回通常総代会決議のご報告

令和2年6月26日開催の通常総代会において、下記のとおり決議されましたのでご報告申し上げます。

- |      |   |  |
|------|---|--|
| 報告事項 | 第97期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件 |  |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金処分案承認の件                                      |  |
|      | 第2号議案 定款一部変更の件（議決権の代理行使）第9条                           |  |
|      | 第3号議案 定款第15条に基づく会員除名の件                                |  |
|      | 第4号議案 理事7名選任の件  |  |
|      | 第5号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件                               |  |

原案のとおり承認可決されました。

会員皆様のお声を経営に活かすために総代懇談会を開催しております。

令和元年11月27日開催

日本海信用金庫は、会員の代表である総代による総代懇談会を開催し、当年度上期の経営内容をお知らせすると共に、日本海信用金庫の経営に会員の皆様の率直なご意見、多様なお考えを反映させてまいります。



## 業務のご案内

協同組織の地域金融機関である日本海しんきんは、地域の中小企業や個人の皆様に対する円滑な金融・情報サービスを提供するため、小口多数取引に徹した営業活動を決め細やかに展開しています。また、多様化する地域の皆様のニーズにお応えすべく、商品、サービス内容の充実にも日々努めてまいります。

### 預金業務

種 類	特 色	期 間	お預け入れ金額	
総 合 口 座	1冊の通帳に普通預金と定期預金がセットでき、貯める・支払う・借りるの3つの機能で家計用口座として便利な預金です。	出し入れ自由	1円以上	
普 通 預 金	給与・年金のお受取り、公共料金の自動支払いなど家計簿がわりの口座として便利な預金です。	出し入れ自由	1円以上	
貯 蓄 預 金	貯蓄型ですが、普通預金の便利さに、市場金利に応じた利率を採り入れています。	出し入れ自由	1円以上	
通 知 預 金	まとまった資金の短期間運用に便利です。	据置期間7日間以上	1万円以上	
当 座 預 金	会社や商店のお取引先に小切手・手形をご利用いただく預金で、効率的な資金管理に最適です。	出し入れ自由	1円以上	
納 税 準 備 預 金	納税日に備えて準備しておく税金納付資金専用の預金です。	納税時引出し	1円以上	
決 済 用 預 金	決済用預金の3要素（①無利息②要求払い③決済サービスを提供できること）を満たすもので、預金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	
定 期 預 金	大 口 定 期 預 金	まとまった余裕資金の運用に最適な定期預金です。	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上
	ス ー パー 定 期 預 金	短期貯蓄設計や資金運用に有利な利回りがご利用いただけます。	1ヵ月以上 5年以内	100円以上
	変 動 金 利 定 期 預 金	預入れ日から6ヵ月毎に金利変動に応じて利息が見直される預金です。	1年、2年、 3年	100円以上
	期 日 指 定 定 期 預 金	利息が利息を生む1年複利で、お預入れ期間に応じた利率が適用され、1年経過後はいつでも引出しができます。	最長3年	100円以上 300万円未満
定 期 積 金	目標に向かって毎月一定額を積み立てる預金で、確かな財産づくりができます。	6ヵ月以上 5年以内	1,000円以上	
財 形 年 金 預 金	毎月の給料から天引きで、老後の生活設計にご利用いただける年金資金を貯める預金です。	5年以上	100円以上	
財 形 住 宅 預 金	毎月の給料から天引きで、住宅資金を貯める預金です。	5年以上	100円以上	
一 般 財 形 預 金	毎月の給料から天引きで、貯蓄目的は自由です。	3年以上	100円以上	
譲 渡 性 預 金	大口の余裕資金を短期間に運用するのに有利な預金で、必要なときには満期前に譲渡することができます。	2週間以上 2年以内	5,000万円以上	

## 融資業務

## 法人・事業者様向けローン

種 類	特 色	期 間	融資金額
一般のご融資	手形・でんさい割引…一般商業手形や電子記録債権等の割引を致します。 手形貸付…運転資金や設備のつなぎ資金の短期資金をご融資致します。 証書貸付…設備資金等の長期の資金需要にお応え致します。 当座貸越…貸越極度内で決済資金を反復利用できます。	—	—
各種制度融資	信用保証協会等の有利な制度融資を積極的にお取扱い致しております。	—	—
★スクラムローン	中小事業者に対して、担保・保証に過度に依存することなくタイムリーかつスピーディーに必要な事業資金を提供致します。	5年以内	1,000万円以内
★ブリッジ	中小事業者に対して、設備投資や運転資金などのニーズに幅広く対応し、取引先への架け橋を担います。	7年以内	3,000万円以内
★事業性当座貸越「ステップ」	中小事業者に対して、運転資金として必要な短期継続融資を当座貸越形式で行うことで、タイムリーかつスピーディーに必要な資金を提供いたします。	1年更新	3,000万円以内
★農業資金「アグリ日本海」	農業者に対して、生産性の向上・地域活性化を目的にご融資致します。	7年以内	5,000万円以内
みらいⅡ	創業、第二創業、M&A、事業承継等を対象とし、計画段階からサポートしながら育成に取り組むことを目的に運転・設備資金をご融資致します。	運転資金7年以内 設備資金10年以内	1,000万円以内
代理貸付	㈱日本政策金融公庫・信金中央金庫等の低利な商品を揃えております。	—	—

## 個人様向けローン

種 類	特 色	期 間	融資金額
住宅ローン	マイホームの新築、増改築、住居用土地、住宅購入にご利用下さい。なお、金利は固定と変動を自由に選択いただけます。がん保障特約付、三大疾病保障特約付団体信用生命保険もご利用いただけます。	35年以内	10,000万円以内
無担保住宅ローン	不動産の購入資金、新築資金、立て替え資金、リフォーム（増改築・修繕・造園工事）資金およびそれに伴う費用にご利用いただけます。また、当金庫を含む住宅ローンの借換え資金にもご利用いただけます。	20年以内	1,000万円以内
リフォームプラン	お住まいの増改築に必要な資金にご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
★ニーズローン大黒	マイホーム新築時の不足金、住宅資金の借換え等にご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
カーローン	新車購入資金、免許取得費用、車検、修理費等にご利用いただけるローンです。お取引内容により優遇金利がご利用いただけます。	10年以内	1,000万円以内
★教育ローンふる里	お客様の教育に必要な資金にご利用いただけます。就学中はカードローンタイプもご選択いただけます。	就学期間終了後 最長15年	無担保500万円以内 有担保1,000万円以内
教育ローンニューふる里	お客様の教育に必要な資金にご利用いただけます。就学中はカードローンタイプをご利用いただけます。	就学期間終了後 10年以内	500万円以内
子育て応援プラン	小学校入学前のお子様をお持ちの方を対象に、出産・子育てにかかる資金にご利用いただけます。	10年以内	100万円以内
シニアライフローン	シニア世代の方で、リフォーム（増改築・修繕）資金、自動車購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます。	10年以内	100万円以内
福祉プラン	お申込みされる方のご親族の介護にかかる資金にご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
パートナーローン	当金庫とパートナー協定を締結された事業所にお勤めの方にご利用いただけます。お使い道は自由です。但し、借換えの場合は「自動車関連資金」「教育関連資金」「住宅・リフォーム関連資金」を用途とした金融機関等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金に限られます。	10年以内	500万円以内
個人ローン	ゆとりある生活実現のため、プランにあわせて幅広くご利用いただけるローンです。	10年以内	500万円以内
フリーローン	ゆとりある生活実現のため、資金用途はおまとめ資金等プランにあわせて幅広くご利用いただけるローンです。又事業性資金にもご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
★新型フリーローン	お使いみちはご自由（事業資金は除きます）です。金融機関、信販、クレジット、消費者金融の借換え資金にもご利用いただけます。融資金額により返済期間は異なります。	10年以内	300万円以内
★新型給振ローン	給与振込をご指定いただいたお客さまがお手軽にご利用いただけます。お使いみちはご自由です。	5年以内	100万円以内
★クイックローン200	お使いみちはご自由です。事業資金にもご利用いただけます。	7年以内	200万円以内
カードローン	毎日の暮らしの中で思いがけない出費や、急にお金が必要になった時にご利用ください。カード1枚でお気軽にご利用いただけるローンです。又、シルバー（シニア）世代の方が専用でご利用いただけるローンもございます。	3年更新	500万円以内
★アシストカードローン	クレジット一体型ICキャッシュカード「デュエット」をお持ちの方に、優遇金利にてご利用いただけるカードローンです。	3年更新	50万円以内
★ビッグカードローン	お使いみちはご自由です。ただし、事業資金は除きます。土地、建物の担保が必要です。	5年更新	1,000万円以内
★おまとめローンビッグサポート	とりまとめ資金としてご利用いただけます。お使いみちはご自由（事業資金は除きます）です。	200万円超は15年以内 200万円以内は10年以内	500万円以内

★印の商品は、他金融機関にはない日本海しんきんのオリジナル商品です。

## ●商品ご利用に当たっての留意事項

当金庫では、お客様の多様なニーズに合った各種ローンを取り揃えておりますが、商品には、契約時の金利が上下する変動金利型商品や、保証会社の保証付融資には利息の他に保証料が必要となるものなどがございます。ローンお申し込みの際には、商品の内容を職員におたずねいただき、お客様の目的にあった商品をお選びください。

## その他の商品

お客様の幅広いニーズにお応えするため、各種商品を取り揃えております。

種 類	内 容
投資信託窓口販売	お客様の多様な資産運用ニーズに幅広くお応えできるように、いろいろなタイプの商品をお取り扱いしております。1万円から株式・債券・不動産投資信託に投資できます。
国債の窓口販売	長期利付国債、中期利付国債、割引国債をお取り扱いしております。
個人向け国債	固定金利（3年・5年）および変動金利（10年）のお取り扱いしております。1万円から購入でき、一定期間経過後であれば、中途換金も可能です。
生命保険窓口販売 （個人年金保険・終身保険）	老後の生活資金・教育資金・住宅購入資金といった、様々な生活スタイルに合わせてご利用いただける保険で、定額個人年金保険・一時払終身保険・終身保険をお取り扱いしております。
生命保険窓口販売 （医療保険・がん保険）	万一の病気やケガ、がんによる入院・通院・手術などに備える保険や、病気やケガで働けなくなった場合の収入減少に備える保険をお取り扱いしております。
損害保険窓口販売	住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険と傷害保険をお取り扱いしております。
個人型確定拠出年金 （iDeCo）	りそな銀行の個人型確定拠出年金（iDeCo）を受付金融機関として取扱いをしております。税制優遇を受けながら老後資金を確保する制度で、毎月の掛金を自分自身で運用しながら積み立てていきます。原則60歳以降に受け取ることができます。
国民年金基金	自営業・フリーランスのみなさまの老齢基礎年金に上乘せする公的な年金制度で、りそな銀行と信託代理店契約を締結し、取扱いをしております。

## 各種サービス

ご預金・ご融資以外にも為替業務等金融に関わる各種サービス業務をお取り扱いしています。

サービス名	内 容
為替サービス	当金庫本支店をはじめ、オンラインによって結ばれた全国各地の金融機関のご指定預金口座へ送金、振込、代金取立を確実に迅速にお応えできます。
キャッシュサービス	当金庫の本支店、全国の信用金庫、郵便局のキャッシュコーナーでご入金・お引出しができます。また、全国のほとんどの金融機関などでもお引出しができます。
ATM振込	キャッシュカードおよび振込カードでATMによりお振込ができます。
自動受取り	給与、ボーナスや年金、配当金などが簡単な手続きで毎回自動的に指定口座へ振込まれます。
自動支払い	電気料、水道料、電話料、NHK受信料、ガス料、授業料、各種クレジット料金などが、一度の振替手続きにより、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。
貸金庫	預金証書、有価証券、権利証などお客さまの大切な財産を安全にお預かりいたします。 <取扱店：本店>
夜間金庫	当金庫の営業時間終了後や休業日でも、売上金などを安全にお預かりいたします。翌営業日にご指定の預金口座へ入金いたします。（夜間金庫のない店舗もありますので窓口でお尋ねください。）
でんさいサービス	電子記録債権（でんさい）を利用した新たな決済手段です。
アンサーシステム	お手元の電話やファクシミリで、ご指定の預金口座の入出金や残高照会および振込や取立入金の通知などのサービスがご利用いただけます。
ホームバンキング	多機能電話によりお客さまが残高、振込の照会や当金庫本支店間および他金融機関宛への振込・振替ができます。
ファームバンキング	専用端末機により総合振込、給与振込、口座振込ができます。また、ホームバンキングサービス（照会、振込、振替）の取扱いもできます。
テレホンバンキング	一般電話、公衆電話、携帯電話、PHS等により、入出金や残高照会および振込・振替の取扱いができます。
法人インターネットバンキング	インターネットに接続可能なパソコンにより総合振込、給与振込、口座振替、残高照会、入出金明細、資金移動がご利用できます。
個人インターネットバンキング	インターネットに接続可能なパソコンにより残高照会、入出金明細、資金移動がご利用できます。また、携帯電話（NTTドコモ、au、ソフトバンク）からもご利用できます。
マルチペイメントネットワーク	個人・法人インターネットバンキングを利用して、当金庫所定の官庁、企業、自治体などの収納機関に対して税金・各種料金の振込が行えます。
ペイジー口座振替受付サービス	ペイジー口座振替受付サービスの端末が設置されている企業の受付窓口で、キャッシュカードと暗証番号により口座振替の受付が可能となるサービスです。
外国通貨の両替	海外へビジネスや旅行でお出かけの際は、外国通貨（米ドル）の両替を行っております。 <取扱店：本店、長浜支店>

手数料一覧

●為替手数料（令和2年6月末現在）

項目	振込金額	口座からの振替		現金		
		一般	会員			
振込手数料	ATM振込	当金庫あて	5万円未満	無料	220円	
			5万円以上	無料	330円	
		他行庫あて	5万円未満	385円	275円	550円
			5万円以上	550円	440円	770円
	窓口振込（電信・文書）	当金庫あて	5万円未満	110円	無料	440円
			5万円以上	330円	220円	
		他行庫あて	5万円未満	550円	440円	990円
			5万円以上	770円	660円	
	【個人】 インターネット・モバイルバンキング テレホンバンキング	当金庫あて	5万円未満	無料	無料	
			5万円以上	無料	無料	
		他行庫あて	5万円未満	220円	110円	
			5万円以上	220円	110円	
	【法人】 インターネットバンキング	当金庫あて	5万円未満	55円	無料	
			5万円以上	110円	無料	
		他行庫あて	5万円未満	440円	330円	
			5万円以上	660円	550円	
	FB・HB振込	当金庫あて	5万円未満	110円	無料	
			5万円以上	220円	110円	
他行庫あて		5万円未満	440円	330円		
		5万円以上	660円	550円		
為替自動振込	当金庫あて	5万円未満	55円	無料		
		5万円以上	55円	無料		
	他行庫あて	5万円未満	440円	330円		
		5万円以上	660円	550円		

・口座からの振替とは、振込金額全額について口座から払出しされた場合をいいます。  
 ・ATMでのお振込みにはご利用時間により別途利用手数料がかかります。  
 ・IB・FB・HB・テレホンバンキングについては、別途月額利用料が必要となります。  
 ・視覚障がいまたはその他の障がいなどでATMの利用が困難なおお客様の窓口での振込手数料は、ATMでの振込手数料と同額とします。

●円貨両替手数料（令和2年6月末現在）

お取扱枚数	窓口及び金種指定支払（※1）	両替機	【留意事項】
1～100枚	110円 日本海信金の通帳またはキャッシュカードをお持ちいただいたお客様につきましては、1日1回の両替手数料および金種指定支払にかかる手数料を無料とします。	100円 日本海信金のキャッシュカードを両替機で読み取りいただいたお客様につきましては、1日1回の両替手数料を無料とします。	※1 金種指定支払について ・金種を指定した現金のご出金（万円券を除く指定金種の合計枚数）を両替手数料の対象とします。ただし、「給与のお支払いの場合」および「パートナー協定先」は除きます。 ・100枚までは1日1回につき無料とします。 ・金種指定の支払伝票を複数枚受付けた場合は、同一名義のものを合算した指定金種枚数を手数料の対象とします。 ※両替枚数の基準は、窓口および得意先係による集配金時におけるお客様のお持込枚数またはお受取枚数のいずれが多いほうの合計枚数です。 ※両替機での1回のお受取枚数は、1,015枚までとさせていただきます。（ご希望金種によっては最大枚数までの両替ができない場合がございます。） ※両替機設置店舗：本店営業部 ※手数料無料となる両替 ○汚損した紙幣・硬貨の交換 ○記念硬貨への交換
101～500枚	550円	200円 (100円硬貨が2枚必要です)	
501～1000枚	1,100円	400円 (100円硬貨が4枚必要です)	
1001～1500枚	1,650円	600円 (100円硬貨が6枚必要です)	
以降 500枚ごと	550円	—	

●大量硬貨入金（窓口）（令和2年6月末現在）

※パートナー協定先は除きます。

1001枚以上	1,650円
---------	--------

●個人情報開示手数料（令和2年6月末現在）

個人情報開示手数料	1,650円
-----------	--------

※お受け取り方法が郵送の場合には、簡易書留郵便として別途320円をお支払いいただきます。

●外国送金手数料（信金中央金庫取次業務）（令和2年6月末現在）

内 容		
送金手数料	電信送金1件	7,500円
取引手数料	外貨建外貨払い、円貨建円貨払いの場合必要	送金額に対して0.05% (最低2,500円)
支払銀行手数料	支払銀行手数料が送金人負担の場合必要	2,500円

※外国送金につきましては、送金手数料+取引手数料+支払銀行手数料が必要となります。  
 ※外貨建円貨払いの場合で支払銀行手数料が受取人負担の場合の手数料合計は7,500円となります。

●その他手数料、利用料等（令和2年6月末現在）

項 目		手数料		
ネットサービス	当金庫および全国の信用金庫	平日	8:30~8:45 110円 8:45~18:00 無 料 18:00~21:00 110円	
		土曜日	8:30~9:00 110円 9:00~14:00 無 料 14:00~21:00 110円	
		日曜・祝日	8:30~21:00 110円	
		山陰合同銀行	平日	8:30~8:45 110円 8:45~18:00 無 料 18:00~21:00 110円
			土曜日	8:30~21:00 110円
			日曜・祝日	8:30~21:00 110円
	他行・他業態	平日	8:30~8:45 220円 8:45~18:00 110円 18:00~21:00 220円	
		土曜日	8:30~21:00 220円	
		日曜・祝日	8:30~21:00 220円	

※各ATMコーナーにより営業時間が異なります。詳しくは窓口にお問合せください。

項 目		手数料	
当座関係	小切手 1冊 (50枚綴)	660円	
	約束手形 1冊 (25枚綴)	440円	
	為替手形 1冊 (25枚綴)	440円	
	◎約束手形用紙 1枚	550円	
	◎手形口座開設手数料	3,300円	
	自己宛小切手 1枚	550円	
預金・その他	再発行手数料 カード・通帳・証書 1件	1,100円	
	預金口座振替手数料(所定のものに10%上乗)	有 料	
	取引履歴照会 (一般) 預金	(資料枚数×10円+300円)+消費税	
	取引履歴照会 (官公庁) 預金	(資料枚数×22円)+郵送料	
	残高証明書発行 預 金	当金庫所定用紙 550円 当金庫所定用紙以外 1,100円	
	株式・出資払込保管証明書発行手数料	払込金額×2/1,000円+消費税	
	ANSER入出金明細通知加入料 (月額)	1,100円	
	法人インターネットバンキング利用料 (月額)	3,300円	
	個人インターネットバンキング利用料 (月額)	無 料	
	ファームバンキング利用料 (月額)	3,300円	
	ホームバンキング利用料 (月額)	1,100円	
	テレホンバンキング利用料 (月額)	110円	
	デビットカード加盟店基本料 (月額)	600円	
	貸金庫使用料 (年額)	A型	6,600円
		B型	10,560円
C型		13,200円	
D型		15,840円	

●各種入金発行手数料および集金業務利用料（令和2年6月末現在）

各種入金帳	手数料	
当座入金帳	1冊 (50枚複写) 3,300円	
普通預金入金帳	1冊 (100枚複写) 6,600円	
代金取立手形通帳	1冊 (16頁) 1,100円	
両替依頼票	1冊 無 料	
集金業務利用料	各入金帳は有料	
夜間金庫利用料 (月額)	2,200円	
無鑑査集金利用料 (月額) (週単位集金回数×5,500円)	週1回ペース	5,500円
	週2回ペース	11,000円
	~	~
	週6回ペース	33,000円

●融資関連手数料（令和2年6月末現在）

種 類	手 数 料
当座貸越関係	
事業性当座貸越口座維持手数料 (1年毎)	5,500円
証明書関係	
融資残高証明発行手数料 (当金庫所定用紙)	550円
融資残高証明発行手数料 (当金庫所定用紙以外)	1,100円
融資可能証明書発行手数料	11,000円
住宅取得控除用証明書再発行手数料	550円
保証書関係 (建設工事請負契約履行保証書等)	
保証書発行手数料 (変更契約を含む)	1,100円
条件変更関係	
返済条件変更手数料	5,500円
任意繰上償還手数料 (証書貸付) (一部・全額繰上)	5,500円
保証人変更手数料	5,500円
債務引受手数料	11,000円
金利変更 (引下げ・据置・固定変動選択) 手数料	5,500円
金利変更 (固定金利 (段階金利含む)) 手数料 (固定変動選択型で更新時でないものも含む)	22,000円
住宅・アパートローン関係	
住宅・アパートローン手数料 新築・借換・リフォーム資金 (中古物件、当座ローン・住宅金融支援機構 借換、他行肩代り含む) (設定手数料を含む)	55,000円 (全国保証は別途55,000円)
住宅金融支援機構	55,000円
全額繰上返済	50%以上 33,000円 30%以上50%未満 22,000円 10%以上30%未満 11,000円 10%未満 無 料
	全額繰上返済 (固定金利 (段階金利含む)、固定変動選択型で固定金利の更新時期を迎えないもの (他行肩代りのみ))
一部繰上返済	50%以上 22,000円 30%以上50%未満 11,000円 30%未満 5,500円
担保変更手数料 (極度変更、追加設定、一部解除、譲渡等) (抹消委任状発行手数料含む)	16,500円
担保解除手数料 (抹消委任状発行手数料含む)	11,000円
委任状再発行手数料	5,500円
委任状発行手数料	1,100円
動産および不動産担保関係 (住宅・アパートローン関係以外)	
譲渡担保契約手数料	設定額1千万円未満 16,500円
抵当権・根抵当権担保設定手数料 (新規設定、譲受)	設定額1千万円以上5千万円未満 33,000円 設定額5千万円以上 55,000円
担保変更手数料 (極度変更、追加設定、一部解除、譲渡等) (抹消委任状発行手数料含む)	16,500円
担保解除手数料 (抹消委任状発行手数料含む)	11,000円
委任状再発行手数料	5,500円
委任状発行手数料	1,100円

※手数料金額には消費税を含みます。  
※保証会社付消費者ローン、保証協会付融資等は別途定めがございます。  
※くわしくは窓口にお問い合わせ下さい。

●手形・小切手手数料等（令和2年6月末現在）

項 目	浜田手形交換所 (显示期間前手形)	他手形交換所 (手形・小切手)
代金取立手数料 (割引手形含)	当金庫同一店内あて	660円
	当金庫本支店あて	
	他行庫あて	
その他	不渡手形返却料	880円
	取立手形組戻料	
	送金・振込組戻料	実 費
	その他特殊取扱	

## 自己資本の充実の状況等について

### (1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	平成30年度	令和元年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,132	4,921
うち、出資金及び資本剰余金の額	590	587
うち、利益剰余金の額	4,559	4,354
うち、外部流出予定額(△)	11	11
うち、上記以外に該当するものの額	△ 5	△ 8
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	90	84
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	90	84
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,223	5,006
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	15	14
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	15	14
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	59	41
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	75	55
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	5,147	4,951
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	38,290	41,101
資産(オン・バランス)項目	37,833	40,541
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 525	△ 525
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 525	△ 525
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	457	560
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,674	2,669
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	40,965	43,771
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	12.56%	11.31%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

### ●自己資本調達手段の概要について

当金庫の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段は次のとおりです。

発行主体	日本海信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	587百万円

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	38,290	1,531	41,101	1,644
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	35,793	1,431	36,948	1,477
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	50	2	50	2
国際決済銀行向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府以外の公共部門向け	79	3	79	3
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	40	1	30	1
我が国の政府関係機関向け	184	7	171	6
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,301	252	6,398	255
法人等向け	8,928	357	9,358	374
中小企業等向け及び個人向け	9,516	380	9,479	379
抵当権付住宅ローン	296	11	277	11
不動産取得等事業向け	5,126	205	5,831	233
3ヶ月以上延滞等	68	2	28	1
取立未済手形	4	0	1	0
信用保証協会等による保証付	629	25	620	24
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	153	6	239	9
出資等のエクスポージャー	153	6	239	9
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	4,415	176	4,382	175
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,627	65	1,627	65
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	598	23	628	25
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	39	1	13	0
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	2,149	85	2,113	84
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,564	102	4,118	164
ルック・スルー方式	2,564	102	4,118	164
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 525	△ 21	△ 525	△ 21
⑥ CVA リスク相当額を 8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額	2,674	106	2,669	106
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	40,965	1,638	43,771	1,750

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。  
 3. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 当金庫は基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。  
     <オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法>  
     粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%  
     直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数  
 5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要について

自己資本の充実度に関しまして、国内基準である4%はもちろんのこと、国際基準である8%も上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。さらに繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も少なく、ほとんど依存しておりません。  
 なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づき、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

## (3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

## イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、更には与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、様々な角度からの分析に注力しております。

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヶ月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引			
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
国内	88,281	88,345	50,902	49,613	9,169	8,665	-	-	91	66
国外	10,724	10,300	-	-	10,678	10,259	-	-	-	-
地域別合計	99,005	98,646	50,902	49,613	19,848	18,924	-	-	91	66
製造業	3,266	3,271	2,971	2,938	230	227	-	-	1	1
農業、林業	447	418	447	418	-	-	-	-	-	-
漁業	294	244	294	244	-	-	-	-	-	23
鉱業、採石業、砂利採取業	92	87	92	87	-	-	-	-	-	-
建設業	3,618	3,510	3,615	3,498	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	1,018	1,529	716	710	298	802	-	-	-	-
情報通信業	21	12	16	12	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	1,298	1,413	1,103	1,105	193	294	-	-	3	2
卸売業、小売業	5,208	4,946	4,805	4,534	200	200	-	-	1	-
金融業、保険業	37,004	37,615	1,735	1,726	11,284	10,134	-	-	-	-
不動産業	4,632	4,843	4,132	4,330	200	200	-	-	15	15
物品賃貸業	252	261	252	261	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	475	336	275	336	-	-	-	-	-	-
宿泊業	1,445	1,458	1,444	1,427	-	30	-	-	-	-
飲食業	972	1,012	972	1,012	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	961	1,012	956	1,012	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	1,568	1,496	1,568	1,496	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	1,745	1,787	1,745	1,686	-	100	-	-	-	-
その他のサービス	1,647	2,143	1,592	1,736	-	350	-	-	-	0
国・地方公共団体等	16,404	14,132	11,072	9,655	5,319	4,464	-	-	-	-
個人	11,090	11,381	11,090	11,381	-	-	-	-	69	22
その他	5,536	5,730	-	-	2,122	2,120	-	-	-	-
業種別合計	99,005	98,646	50,902	49,613	19,848	18,924	-	-	91	66
1年以下	15,314	16,553	5,611	5,789	1,107	1,506	-	-	-	-
1年超3年以下	13,637	11,667	6,034	5,717	2,113	1,402	-	-	-	-
3年超5年以下	8,508	6,955	6,837	5,146	1,628	1,808	-	-	-	-
5年超7年以下	5,704	7,252	4,511	5,803	692	1,448	-	-	-	-
7年超10年以下	10,930	9,252	9,324	7,708	1,606	1,543	-	-	-	-
10年超	33,790	32,392	18,490	19,277	12,700	11,215	-	-	-	-
期間の定めのないもの	11,118	14,572	92	169	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	99,005	98,646	50,902	49,613	19,848	18,924	-	-	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

貸倒引当金は「資産査定事務取扱要領」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

なお、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減については38ページに掲載しております。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高		平成30年度	令和元年度
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度		
製造業	103	100	△ 3	0	100	100	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	14	-	14	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	88	39	△ 49	13	39	52	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	8	0	△ 7	2	0	3	-	-
卸売業、小売業	269	181	△ 88	11	181	193	-	-
金融業、保険業	22	0	△ 22	△ 0	0	-	-	-
不動産業	79	44	△ 35	△ 1	44	43	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	336	354	17	98	354	453	-	-
飲食業	36	34	△ 1	8	34	43	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	62	-	△ 62	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	32	59	27	13	59	73	-	-
その他のサービス	2	1	△ 1	△ 0	1	0	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	92	92	0	△ 18	92	73	-	-
その他	1	1	0	△ 0	1	1	-	-
合計	1,137	910	△ 226	143	910	1,054	-	-

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・株式会社格付投資情報センター (R & I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成30年度		令和元年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	19,715	-	18,398
10%	-	10,170	-	9,440
20%	100	31,921	100	32,398
35%	-	860	-	806
50%	800	104	1,402	150
75%	-	14,467	-	14,483
100%	300	19,844	501	20,238
150%	-	20	-	16
200%	-	-	-	-
250%	-	700	-	709
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計		99,005		98,646

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

**(4) 信用リスク削減手法に関する事項**

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には預金積金等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「事務取扱規程」や「資産査定事務取扱要領」等により、適切な事務取扱いならびに適正な評価・管理を行っております。

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		466	376	5,987	5,500	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

**(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項**

該当ありません。

**(6) 証券化エクスポージャーに関する事項**

該当ありません。

**(7) 出資等エクスポージャーに関する事項**

上場株式、上場優先出資証券等のリスクの認識については、時価評価および予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況をリスク管理委員会又はALM委員会に報告しております。また、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施しております。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

**イ. 貸借対照表計上額および時価**

(単位：百万円)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	143	143	215	215
非 上 場 株 式 等	557	557	552	552
合 計	701	701	768	768

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか信金中央金庫普通出資金、投資事業有限責任組合出資持分等です。

**ロ. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額**

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
売 却 益	10	6
売 却 損	38	14
償 却	1	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

**ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額**

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
評 価 損 益	0	△ 19

**二. 子会社株式および関連会社株式の貸借対照表計上額等**

該当ありません。

**(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項**

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーには投資信託が該当します。投資信託については、有価証券に係る投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定しています。

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	11,969	12,043
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	-	-

## (9) 金利リスクに関する事項

### ・当金庫のリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、金融機関の保有する資産・負債等（例：貸出金・有価証券・預け金等）の価値（現在価値）や、将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。当金庫は、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切に管理するよう努めております。

当金庫の内部管理上の金利リスク算定手法としてはVaR法を採用しております。VaRは月次にて計測を行い、その結果を毎月のリスク管理委員会、ALM委員会等に報告し、各種施策およびコントロール等について検討を行っています。

計測手法：VaR

前提条件：観測期間：5年 信頼区間：99% 保有期間：240日

計測対象：運用勘定および調達勘定

コア預金を考慮

コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、お客様の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期金融機関に滞留する預金をコア預金と定義しています。当金庫では、要求払預金の50%相当額を期間帯「1年超3年以内（平均2.5年）」に全額置き、リスク量を算定しています。

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		ΔEVE		ΔNII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	3,347	4,163	24					
2	下方パラレルシフト	0	0	4					
3	スティープ化								
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	3,347	4,163	24					
		ホ		ヘ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	4,951		5,147					

(注)「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

### ・金利リスクの算定手法の概要

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提	流動性預金の50%をコア預金と考え、コア預金は最長満期5年、平均2.5年と想定しています。コア預金に割当られない流動性預金は残存年数0年と考えています。
固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約に関する前提	ともに想定していません。
複数の通貨の集計方法及びその前提	単純合算しており、通貨間の相関は考慮していません。
内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルはコア預金モデル以外は使用していません。コア預金モデルは金融庁標準方式を採用しています。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	ΔEVEについては、有価証券および貸出金残高減少を主因に前年度比減少しています。ΔNIIについては、開示初年度につき、該当事項はありません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当金庫の「重要度テスト」（金利リスク（ΔEVE）/自己資本の額）は基準値である20%を超過しております。引き続き自己資本額と収益性及びリスクテイクを勘案し、適正に管理する体制を構築してまいります。

# 資料編

## 【財務諸表】

### ●貸借対照表

(単位：百万円)

(単位：百万円)

科 目	第96期 平成30年度	第97期 令和元年度
(資産の部)		
現金	2,210	2,609
預 け 金	23,365	25,143
買入金銭債権	700	500
有 価 証 券	32,796	32,107
国 債	3,581	2,746
地 方 債	1,788	1,729
社 債	4,485	4,744
株 式	112	186
その他の証券	22,829	22,701
貸 出 金	50,358	48,965
割引手形	100	106
手形貸付	901	855
証書貸付	45,378	44,094
当座貸越	3,977	3,908
そ の 他 資 産	647	630
未決済為替貸	20	8
信金中金出資金	453	453
前払費用	2	-
未収収益	129	111
その他の資産	42	56
有 形 固 定 資 産	1,112	922
建 物	307	284
土 地	728	563
リース資産	18	11
その他の有形固定資産	57	62
無 形 固 定 資 産	15	14
ソフトウェア	11	9
その他の無形固定資産	4	4
前 払 年 金 費 用	59	41
債 務 保 証 見 返	500	611
貸 倒 引 当 金	△ 1,001	△ 1,138
(うち個別貸倒引当金)	(△ 910)	(△ 1,054)
資産の部合計	110,765	110,408

科 目	第96期 平成30年度	第97期 令和元年度
(負債の部)		
預 金 積 金	100,690	100,569
当座預金	1,583	1,210
普通預金	43,809	45,265
貯蓄預金	853	909
通知預金	-	1
定期預金	50,344	48,840
定期積金	3,766	3,594
その他の預金	333	747
借 用 金	3,336	3,174
借入金	3,336	3,174
そ の 他 負 債	187	143
未決済為替借	36	13
未払費用	99	67
給付補填備金	2	2
未払法人税等	1	1
前受収益	18	22
払戻未済金	1	2
リース債務	18	11
その他の負債	10	22
賞 与 引 当 金	50	51
役員退職慰勞引当金	58	52
睡眠預金払戻損失引当金	2	2
偶発損失引当金	63	68
繰 延 税 金 負 債	198	212
債 務 保 証	500	611
負債の部合計	105,086	104,885
(純資産の部)		
出 資 金	590	587
普通出資金	590	587
利 益 剰 余 金	4,559	4,354
利益準備金	591	590
その他利益剰余金	3,967	3,763
特別積立金	3,850	3,900
当期末処分剰余金 (△は当期末処理損失金)	117	△ 136
処 分 未 済 持 分	△ 5	△ 8
会 員 勘 定 合 計	5,144	4,933
その他有価証券評価差額金	534	589
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	534	589
純 資 産 の 部 合 計	5,678	5,522
負債及び純資産の部合計	110,765	110,408

## ●損益計算書

(単位：千円)

(単位：千円)

科 目	第96期 平成30年度	第97期 令和元年度
経 常 収 益	1,563,696	1,514,596
資 金 運 用 収 益	1,314,279	1,294,316
貸 出 金 利 息	810,787	801,402
預 け 金 利 息	57,979	49,601
有価証券利息配当金	433,480	429,830
その他の受入利息	12,032	13,482
役 務 取 引 等 収 益	140,841	143,483
受入為替手数料	66,121	65,350
その他の役務収益	74,719	78,133
そ の 他 業 務 収 益	43,452	45,424
外国為替売買益	1,325	-
国債等債券売却益	31,850	32,435
その他の業務収益	10,275	12,989
そ の 他 経 常 収 益	65,123	31,370
貸倒引当金戻入益	44,903	-
償却債権取立益	2,380	23,809
株式等売却益	10,790	6,852
その他の経常収益	7,048	708
経 常 費 用	1,484,692	1,526,271
資 金 調 達 費 用	49,971	40,574
預 金 利 息	34,276	25,214
給付補填備金繰入額	899	757
借 用 金 利 息	14,796	14,603
役 務 取 引 等 費 用	114,396	110,394
支払為替手数料	27,879	27,682
その他の役務費用	86,516	82,711
そ の 他 業 務 費 用	358	6,470
外国為替売買損	-	142
国債等債券売却損	40	5,652
その他の業務費用	317	676

令和元年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和2年6月29日

日本海信用金庫

理事長 小川 義弘 

科 目	第96期 平成30年度	第97期 令和元年度
経 費	1,223,129	1,207,472
人 件 費	765,397	754,074
物 件 費	441,440	434,098
税 金	16,291	19,299
そ の 他 経 常 費 用	96,836	161,358
貸倒引当金繰入額	-	137,135
株式等売却損	38,952	14,603
株式等償却	1,134	-
その他の経常費用	56,749	9,619
経 常 利 益 (△は経常損失)	79,004	△ 11,675
特 別 利 益	-	1,605
その他の特別利益	-	1,605
特 別 損 失	15,902	188,065
固定資産処分損	8,230	17,748
減 損 損 失	7,672	170,317
税 引 前 当 期 純 利 益 (△は税引前当期純損失)	63,101	△ 198,136
法人税、住民税及び事業税	1,150	1,055
法人税等調整額	2,750	△ 5,389
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)	59,200	△ 193,801
繰越金(当期首残高)	58,567	57,341
当期末処分剰余金 (△は当期末処理損失金)	117,767	△ 136,460

## ●剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第96期 平成30年度	第97期 令和元年度
当期末処分剰余金	119,080,158	36,025,762
当期末処分剰余金	117,767,658	-
当期末処理損失金	-	136,460,238
利益準備金積立超過取崩額	1,312,500	2,486,000
特別積立金取崩額	-	170,000,000
剰 余 金 処 分 額	61,738,511	11,640,181
普通出資に対する配当金	11,738,511	11,640,181
( 配 当 率 )	( 年 2 % )	( 年 2 % )
特 別 積 立 金	50,000,000	-
繰越金(当期末残高)	57,341,647	24,385,581

平成30年度及び令和元年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

【令和元年度 貸借対照表注記】

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～39年  
その他 3年～20年

4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

6. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（平成31年3月31日現在）  
年金資産の額 1,650,650百万円  
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,782,453百万円  
差引額 △131,803百万円  
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成31年3月分） 0.1014%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円及び別途積立金48,949百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金18百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致していません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 934百万円

15. 有形固定資産の減価償却累計額 2,412百万円

16. 貸出金のうち、破綻先債権額は49百万円、延滞債権額は3,041百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

17. 破綻先債権額及び延滞債権額の合計額は3,090百万円であります。

なお、16. から17. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

18. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は106百万円であります。

19. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産  
有価証券 214百万円 預け金 4,003百万円  
担保資産に対応する債務  
預金 21百万円 借入金 3,174百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金1,000百万円を差し入れております。

20. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は110百万円であります。

21. 出資1口当たりの純資産額 476円55銭

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や常勤理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常勤理事会の監督の下、有価証券運用基準に従い行われております。

このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

経営企画部で保有している株式の一部は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は経営企画部及び融資部を通じ、常勤理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、預け金、有価証券、貸出金、預金積金、借入金等の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間240日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和2年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で1,769百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、買入金銭債権、貸出金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。（注2）参照）

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金（*1）	25,143	25,286	142
(2) 買入金銭債権（*1）	500	504	4
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	3,565	3,434	△131
その他有価証券	26,922	26,922	—
(4) 貸出金（*1）	48,965		
貸倒引当金（*2）	△1,136		
	47,828	49,435	1,607
金融資産計	103,960	105,582	1,622
(1) 預金積金	100,569	100,628	58
(2) 借入金（*1）	3,174	3,262	88
金融負債計	103,743	103,890	147

（\*1）預け金、買入金銭債権、貸出金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。  
（\*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。仕組預金は取引金融機関から提示された金額を記載しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、貸倒引当金控除後の将来キャッシュ・フローを市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については24.から26.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	63
非上場投資信託（*1）	1,521
信金中金出資金（*1）	453
組合出資金（*2）	34
合計	2,073

（\*1）非上場株式、非上場投資信託及び信金中金出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（\*2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	19,095	4,048	—	2,000
買入金銭債権	—	500	—	—
有価証券	1,512	4,135	9,494	12,032
満期保有目的の債券	2	110	142	3,311
その他有価証券のうち満期があるもの	1,509	4,025	9,352	8,720
貸出金（*）	7,537	17,541	10,299	9,341
合計	28,145	26,224	19,793	23,373

（\*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（*）	86,975	13,424	—	168
借入金	162	2,478	430	104
合計	87,137	15,902	430	272

（\*）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、国債、地方債、社債、株式、その他の証券が含まれております。以下、26.まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	110	115	5
	その他	506	512	6
	小計	616	627	11
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	44	43	△0
	社債	—	—	—
	その他	2,904	2,762	△141
	小計	2,949	2,806	△142
合計	3,565	3,434	△131	

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	34	33	1
	債券	7,871	7,307	563
	国債	2,746	2,518	227
	地方債	1,684	1,555	128
	社債	3,440	3,233	207
	その他	10,215	9,676	539
	小計	18,121	17,017	1,104
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	87	106	△18
	債券	1,194	1,202	△8
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,194	1,202	△8
	その他	7,518	7,788	△269
	小計	8,800	9,097	△297
合 計		26,922	26,114	807

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	54	3	14
債 券	1,325	23	1
国 債	1,000	3	1
地方債	—	—	—
社 債	324	19	0
そ の 他	329	12	4
合 計	1,709	39	20

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は8,916百万円です。このうち、契約残存期間が1年以内のものが4,944百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられています。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注1）	64百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	264百万円
減価償却費損金算入限度超過額	20百万円
賞与引当金	15百万円
役員退職慰労引当金	14百万円
有価証券評価損	8百万円
減損損失	65百万円
その他	43百万円
繰延税金資産小計	496百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注1）	64百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	416百万円
評価性引当額小計	△480百万円
繰延税金資産合計	16百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△217百万円
前払年金費用	△11百万円
繰延税金負債合計	△229百万円
繰延税金負債の純額	△212百万円

（注1）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
当事業年度（令和2年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合 計 (百万円)
税務上の繰越欠損金（*1）	—	—	—	—	—	64	64
評価性引当額	—	—	—	—	—	64	64
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

（\*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

【令和元年度 損益計算書注記】

- 注 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 出資1口当たり当期純損失金額 16円58銭  
3. 当期において、店舗統廃合、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ7カ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失（千円）
浜田市	営業用店舗5カ所	事業用不動産	53,082
江津市	営業用店舗2カ所	事業用不動産	117,234
合計			170,317

資産のグルーピングについては、営業用店舗は営業店（本店営業部、各支店）毎に継続的な収支の把握を行っていることから原則として各営業店を、遊休資産は当該資産をグルーピングの最小単位としております。また、本部は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

【報酬体系について】

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

（2）令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	77百万円

（注） 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は2名です。（期中に退任したものを含む）  
2. 上記の内訳は、「基本報酬」53百万円、「退職慰労金」23百万円となっております。なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

（3）その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号、第4号および第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注） 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。  
2. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。  
3. 令和元年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以 上

## 【経営に関する指標】

## ●総資金利鞘の状況

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度
資金運用利回	1.23	1.20
資金調達原価率	1.22	1.19
総資金利鞘	0.01	0.03

## ●業務粗利益の状況

(単位：千円、%)

	平成30年度	令和元年度
資金運用収支	1,264,307	1,253,741
資金運用収益	1,314,279	1,294,316
資金調達費用	49,971	40,574
役務取引等収支	26,445	33,089
役務取引等収益	140,841	143,483
役務取引等費用	114,396	110,394
その他業務収支	43,094	38,953
その他業務収益	43,452	45,424
その他業務費用	358	6,470
業務粗利益	1,333,847	1,325,784
業務粗利益率	1.25	1.23

(注) 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

## ●資産利益率の状況

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度
総資産経常利益率	0.07	△ 0.01
総資産当期純利益率	0.05	△ 0.17

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

## ●業務粗利益の状況

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度
業務純益		133,622
実質業務純益		127,262
コア業務純益		100,479
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)		117,336

- (注) 1. 「業務純益」「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、令和元年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、令和元年度分のみを開示しております。
2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)  
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。  
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
3. 実質業務純益 = 業務収益 + 一般貸倒引当金繰入額  
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益  
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## ●資金運用・調達勘定の状況

(単位：平均残高/百万円、利息/千円、利回/%)

	平均残高		利息		利回り	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
資金運用勘定	106,640	107,616	1,314,279	1,294,316	1.23	1.20
うち貸出金	49,412	49,452	810,787	801,402	1.64	1.62
うち預け金	25,625	24,568	57,979	49,601	0.22	0.20
うち有価証券	30,841	32,442	433,480	429,830	1.40	1.32
資金調達勘定	103,421	105,135	49,971	40,574	0.04	0.03
うち預金積金	101,368	101,875	35,175	25,971	0.03	0.02
うち借入金	2,053	3,260	14,796	14,603	0.72	0.44

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

## ●受取利息、支払利息の状況

(単位：千円)

	平成30年度			令和元年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	3,392	△ 43,706	△ 40,314	11,990	△ 31,952	△ 19,962
うち貸出金	△ 4,651	△ 39,510	△ 44,161	667	△ 10,051	△ 9,384
うち預け金	△ 4,079	-	△ 4,079	△ 2,615	△ 5,763	△ 8,378
うち有価証券	30,909	△ 22,989	7,920	36,209	△ 39,858	△ 3,649
支払利息	342	△ 19,465	△ 19,123	667	△ 10,063	△ 9,396
うち預金積金	59	△ 17,867	△ 17,808	140	△ 9,343	△ 9,203
うち借入金	△ 43,468	42,153	△ 1,315	△ 570	377	△ 193

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法により算出しています。

## 【預金に関する指標】

### ●預金積金・譲渡性預金残高

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
流動性預金	46,246	46,000	47,387	48,316
うち有利息預金	44,662	44,789	46,177	46,994
定期性預金	54,110	55,034	52,434	53,225
うち固定金利定期預金	50,343	51,348	48,839	49,617
うち変動金利定期預金	0	0	0	0
その他	333	334	747	333
計	100,690	101,368	100,569	101,875
譲渡性預金	-	-	-	-
合計	100,690	101,368	100,569	101,875

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金  
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金  
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金  
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

### ●定期預金残高

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
定期預金	50,344	48,840
固定金利定期預金	50,343	48,839
変動金利定期預金	0	0
その他	-	-

## 【貸出金に関する指標】

### ●科目別貸出金残高

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
割引手形	100	77	106	105
手形貸付	901	623	855	795
証書貸付	45,378	45,209	44,094	45,127
当座貸越	3,977	3,501	3,908	3,423
合計	50,358	49,412	48,965	49,452

### ●預貸率

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度
期末預貸率	50.01	48.68
期中平均預貸率	48.74	48.54

- (注) 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

### ●金利種別貸出金残高

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
貸出金	50,358	48,965
変動金利	20,493	20,271
固定金利	29,864	28,694

## ●貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
当金庫預金積金	623	546
有価証券	-	-
動産	164	164
不動産	10,775	11,076
その他	-	-
計	11,563	11,787
信用保証協会・信用保険	10,625	10,609
保証	7,740	7,385
信用	20,429	19,182
合計	50,358	48,965

## ●債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
当金庫預金積金	-	-
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	108	86
その他	-	-
計	108	86
信用保証協会・信用保険	18	16
保証	129	234
信用	244	273
合計	500	611

## ●貸出金資金使途別内訳

(単位：百万円、比率：%)

	平成30年度		令和元年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	17,401	34.55	17,802	36.35
運転資金	32,957	65.44	31,163	63.64
合計	50,358	100.00	48,965	100.00

## ●貸出金業種別内訳

(単位：百万円、比率：%)

	平成30年度			令和元年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	90	2,817	5.59	89	2,799	5.71
農業、林業	7	406	0.80	7	394	0.80
漁業	6	293	0.58	8	244	0.49
鉱業、採石業、砂利採取業	2	92	0.18	2	87	0.17
建設業	154	3,355	6.66	151	3,277	6.69
電気、ガス、熱供給、水道業	14	711	1.41	16	660	1.34
情報通信業	1	15	0.02	1	11	0.02
運輸業、郵便業	30	1,028	2.04	29	1,018	2.07
卸売業、小売業	181	4,589	9.11	178	4,314	8.81
金融業、保険業	14	1,729	3.43	13	1,721	3.51
不動産業	83	3,899	7.74	87	4,130	8.43
物品賃借業	5	203	0.40	4	152	0.31
学術研究、専門・技術サービス業	14	244	0.48	13	300	0.61
宿泊業	20	1,437	2.85	19	1,420	2.90
飲食業	70	776	1.54	74	815	1.66
生活関連サービス業、娯楽業	41	854	1.69	42	867	1.77
教育、学習支援業	13	1,553	3.08	14	1,481	3.02
医療、福祉	44	1,645	3.26	45	1,590	3.24
その他のサービス	74	1,495	2.96	81	1,619	3.30
小計	863	27,150	53.91	873	26,909	54.95
地方公共団体	5	11,053	21.94	5	9,640	19.68
個人(住宅・消費・納税資金等)	3,840	12,155	24.13	3,720	12,415	25.35
合計	4,708	50,358	100.00	4,598	48,965	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成30年度	120	90	-	※1 120	90
	令和元年度	90	84	-	※1 90	84
個別貸倒引当金	平成30年度	1,137	910	211	※2 925	910
	令和元年度	910	1,054	0	※2 910	1,054
合計	平成30年度	1,258	1,001	211	1,046	1,001
	令和元年度	1,001	1,138	0	1,001	1,138

※1：洗い替えによる取崩額

※2：主として税法による取崩額

【有価証券に関する指標】

●預証率

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度
期末預証率	32.57	31.92
期中平均預証率	30.42	31.84

(注) 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

●有価証券残高

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	3,581	3,323	2,746	2,688
地方債	1,788	1,587	1,729	1,635
政府保証債	1,705	1,625	1,274	1,556
公社公団債	1,944	2,050	1,662	1,605
金融債	-	-	-	-
事業債	835	568	1,807	1,563
株式	112	160	186	144
投資信託	10,397	10,606	9,062	10,568
外国証券	12,297	10,784	13,511	12,548
その他の証券	134	134	127	131
合計	32,796	30,841	32,107	32,442

●有価証券の残存期間別残高

平成30年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	202	616	-	-	-	2,762	-	3,581
地方債	1	1	-	-	269	1,515	-	1,788
社債	612	825	536	105	549	1,855	-	4,485
株式	-	-	-	-	-	-	112	112
外国証券	302	707	1,134	625	897	7,307	1,322	12,297
その他	82	169	458	3,472	4,952	105	1,289	10,531
合計	1,201	2,320	2,130	4,203	6,669	13,547	2,724	32,796

令和元年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	403	203	-	-	-	2,138	-	2,746
地方債	2	-	-	-	261	1,465	-	1,729
社債	505	511	509	436	1,115	1,665	-	4,744
株式	-	-	-	-	-	-	186	186
外国証券	600	711	1,305	1,074	223	6,563	3,032	13,511
その他	-	374	519	4,489	1,893	198	1,714	9,189
合計	1,512	1,801	2,334	6,000	3,494	12,032	4,932	32,107

## ●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	47	47	0	—	—	—
	社債	30	30	0	110	115	5
	その他	308	314	6	506	512	6
	小計	385	393	7	616	627	11
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	2	2	△0	44	43	△0
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	3,603	3,471	△131	2,904	2,762	△141
	小計	3,605	3,473	△131	2,949	2,806	△142
合計	3,991	3,866	△124	3,565	3,434	△131	

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。  
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

## ●その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9	8	0	34	33	1
	債券	8,991	8,291	699	7,871	7,307	563
	国債	2,797	2,520	276	2,746	2,518	227
	地方債	1,738	1,597	140	1,684	1,555	128
	社債	4,455	4,173	282	3,440	3,233	207
	その他	9,937	9,453	484	10,215	9,676	539
	小計	18,937	17,753	1,184	18,121	17,017	1,104
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	35	39	△3	87	106	△18
	債券	783	798	△14	1,194	1,202	△8
	国債	783	798	△14	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	1,194	1,202	△8
	その他	7,851	8,284	△433	7,518	7,788	△269
	小計	8,671	9,123	△451	8,800	9,097	△297
合計	27,609	26,876	732	26,922	26,114	807	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。  
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

## ●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	66	63
非上場投資信託	1,092	1,521
信金中金出資金	453	453
組合出資金	36	34
合計	1,649	2,073

## ●売買目的有価証券

該当ございません。

## ●子会社・子法人等株式および関連法人等株式

該当ございません。

## ●金銭の信託

該当ございません。

## ●第102条第1項第5号に掲げる取引

該当ございません。

## 金庫の主要な事業内容（業務の種類）

1. 預金及び定期積金の受け入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
  - (1) 債務の保証又は手形の引受け
  - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
  - (3) 有価証券の貸付け
  - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
  - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
  - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
  - (7) 次に掲げる者の業務の代理  
日本銀行 株式会社日本政策金融公庫 独立行政法人住宅支援機構 独立行政法人勤労者退職金共済機構  
独立行政法人農林漁業信用基金 独立行政法人中小企業基盤整備機構 漁業信用基金協会 日本酒造組合中央会  
西日本建設業保証株式会社 一般財団法人建設業振興基金 一般社団法人しんきん保証基金  
一般社団法人全国石油協会 独立行政法人福祉医療機構 年金積立金管理運用独立行政法人
  - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）  
金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
  - (9) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介
  - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
  - (11) 有価証券、貴金属その他物品の保護預り
  - (12) 振替業
  - (13) 両替
  - (14) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
  - (15) 金の取扱い
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
  - (1) 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委任に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
  - (2) スポーツ振興法により行うスポーツ振興くじ業務
  - (3) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
  - (4) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行なう電子債権記録業に係る業務
  - (5) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項に規定する信託業務

## 当金庫のあゆみ

大正12年12月	産業組合法に基づき、有限責任浜田町信用組合設立
昭和26年10月	信用金庫法制定により、浜田信用金庫に組織変更
昭和59年 3月	本店全館新築竣工
平成 7年 5月	浜田・江津信用金庫が合併し、日本海信用金庫となる
平成 8年 4月	江津支店新築移転オープン
平成 9年 1月	長沢支店オープン
平成 9年 7月	東支店と平和街支店を統合
平成10年 3月	旭町支店新築移転オープン
平成12年 7月	周布出張所オープン
平成12年10月	跡市支店を出張所に種類変更
平成15年 9月	新町支店、跡市出張所を廃止
平成16年11月	「せがれ塾」1期生 発会式
平成17年10月	「浜田市共通商品券」取扱開始
平成20年 5月	地域力連携拠点事業パートナー機関に決定
平成21年 1月	第1回石見子供神楽「どんちっち祭り」開催
平成21年 3月	浜田商工会議所と浜田市プレミアム付き共通商品券代金支払事務委託契約締結
平成22年 2月	地域密着型金融の取組み事例として、「島根あさひ社会復帰促進センター」を核とした地域活性化へ向けた取組みが、中国財務局より顕彰授賞
平成22年 3月	第1回山陰しんきんビジネスフェア開催(米子コンベンションホール)
平成22年10月	周布出張所廃止
平成23年 1月	クレジットカード型ICキャッシュカード「デュエット」取扱開始
平成23年 3月	地域密着型金融の取組み事例として、「有福温泉開発計画」への取組みが、中国財務局より顕彰授賞
平成25年11月	日本政策金融公庫浜田支店(国民生活事業)と創業支援連携開始
平成26年 3月	産業競争力強化法における浜田市および江津市への創業支援参加
平成26年11月	「日本海しんきんパートナー協定」取扱開始
平成27年12月	浜田市と産業振興等に関する包括的業務協力協定締結
平成29年 2月	浜田市、島根県立大学と連携し、島根県立大学の第4回全域フォーラムにて「温泉施設を起点とした観光振興に関する研究」の共同研究報告会開催
平成29年11月	第10回石見子供神楽「どんちっち祭り」開催
平成29年12月	江津市ビジネスプランコンテストを連携機関と共催
平成31年 2月	浅利支店を廃止し江津支店に統合

## この一年の歩み

平成31年 4月	「個人型確定拠出年金(iDeCo)受付業務」開始(りそな銀行提携) 「国民年金基金の加入員募集業務」開始(りそな銀行提携) 第26回「日本海信用金庫 親善グラウンドゴルフ大会 浜田地区」開催 野原グリーンタウン住宅祭の参加
令和元年 5月	元年度版「年金顧客向け特典クーポン」の配布開始 「株式会社トランビ」とのビジネスマッチング契約締結 第40回「日本海信用金庫 親善ソフトボール大会」開催 「せがれ塾」9期生 発会式・講演会 開催 合同懇親会 島根県中小企業家同友会との「包括連携協力協定書」締結 第8回「日本海信用金庫 チャリティー親善ゴルフ大会」開催
令和元年 6月	第25回「日本海信用金庫 親善グラウンドゴルフ大会 江津地区」開催 浜田市との産業振興等に関する情報交換会の開催 「せがれ塾」9期生 第1回セミナー 開催 「信用金庫の日」開催 人材情報説明会(江津支店)
令和元年 7月	人材情報説明会(本店営業部・益田支店) 江津市との産業振興等に関する情報交換会の開催 事業承継無料個別相談会(本店営業部・江津支店・旭町支店)
令和元年 8月	「せがれ塾」9期生 第2回セミナー 開催
令和元年10月	「プレミアム付商品券換金業務」開始(浜田市・江津市) 「Origami Pay新規加盟店推進キャンペーン」実施 「せがれ塾」9期生 第3回セミナー 開催 駅前支店を廃止し東支店に統合、国府支店を廃止し長沢支店に統合 西支店を移転し、本店の店舗内店舗として営業
令和元年11月	「年金友の会旅行」:(舞鶴・天橋立・湯村温泉の旅) 「遺言・相続 全国一斉相談会」実施
令和元年12月	「せがれ塾」9期生 第4回セミナー 開催 合同忘年懇親会 江津市ビジネスプランコンテスト開催
令和 2年 1月	島根県信用保証協会「フォーカスⅢ」取扱開始 第12回 石見子供神楽「どんちっち祭り」開催 「カーローンキャンペーン」実施 益田市との産業振興等に関する情報交換会の開催 事業承継無料個別相談会(本店営業部・益田支店)
令和 2年 2月	第41回「日本海信用金庫 親善囲碁大会」開催 「新社会人&フレッシュヤーズ応援キャンペーン」実施 「せがれ塾」9期生 第5回セミナー 開催
令和 2年 3月	「教育ローン当座貸越型キャンペーン」を実施 第2回事業性評価コンテスト開催 「せがれ塾」9期生 第6回セミナー 開催

## 【開示項目一覧】

### ●単体ベースのディスクロージャー項目

	ページ		ページ
<b>1. 金庫の概況及び組織に関する事項</b>		<b>4. 金庫の事業の運営に関する事項</b>	
(1) 事業の組織	2	① 統合的リスク管理体制	6~7
(2) 理事・監事の氏名および役職名	2	② 法令遵守の体制	4~5
(3) 事務所の名称および所在地	2	<b>5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況</b>	
<b>2. 金庫の主要な事業の内容</b>	40	(1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書	30~31
<b>3. 金庫の主要な事業に関する事項</b>		(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
(1) 直近の事業年度における業績の概要	3	① 破綻先債権に該当する貸出金	14
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	3	② 延滞債権に該当する貸出金	14
(3) 直近の2事業年度における事業の状況		③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	14
① 主要な業務の状況を示す指標	35	④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	14
ア. 業務粗利益および業務粗利益率	35	(3) 自己資本の充実の状況	24
イ. 資金運用収支、役員取引等収支およびその他の業務収支	35	(4) 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益	
ウ. 資金運用助定並びに資金調達助定の平均残高、利息、利回りおよび資金利鞘	35	① 有価証券	39
エ. 受取利息および支払利息の増減	35	② 金銭の信託	39
オ. 総資産経常利益率	35	③ 第102条第1項第5号に掲げる取引	39
カ. 総資産当期純利益率	35	(5) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	38
② 預金に関する指標	36	(6) 貸出金償却の額	26
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	36		
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残高	36		
③ 貸出金等に関する指標	36~38		
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	36		
イ. 固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	36		
ウ. 担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証および信用の区分)の貸出金残高および債務保証見返額	37		
エ. 使途別(設備資金および運転資金の区分)の貸出残高	37		
オ. 業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	37		
カ. 預貸率の期末値および期中平均値	36		
④ 有価証券に関する指標	38~39		
ア. 有価証券の種類別の残高	38		
イ. 預証率の期末値および期中平均値	38		

江津市 江の川祭



浜田市  
石州浜っ子夏まつり



益田市  
益田水郷祭



帆いっぱい、夢をほらんで。

日本海信用金庫

TEL (0855) 22-1851 FAX (0855) 22-7858

URL <http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/>